

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」
 に対してお寄せいただいたご意見
 （平成 23 年 1 月 25 日～平成 23 年 1 月 30 日まで受付の 28 件。受付順）

受付年月日	No.	ご意見
2011. 1. 25	62	<p>1. 法科大学院（以下、「ロー」と記します。）への血税投入の廃止 2. ロー卒業を司法試験受験要件とする参入規制の廃止</p> <p>理由：莫大な血税を投入してまでローを存続させるべき根拠も、ロー卒業を受験要件とすべき根拠も、なんら存在しません。</p> <p>今まで一度でも、「ロー強制制度」及びそこに莫大な血税を投入すべき必要性が、明確に証明されたことはあったのでしょうか？</p> <p>一、これまでのローを卒業していない法曹は、そこまで問題があったのか 二、仮に、これまでの法曹に問題があったとして、それがロー強制制度によって解消されるのか 三、仮に、ローによって問題が解消されるとして、その効果は、数百億円もの血税を毎年毎年投入するに足るものか</p> <p>これら一・二・三がすべて明確に証明されて、はじめてロー制度は肯定され得ます。</p> <p>しかし、一すらまともに証明されることもなく、現在もローに血税が浪費され続けています。</p> <p>ロー制度は市民のためにではなく、ロースクールそれ自体のためだけに存在しています。</p> <p>また、「二」に関連してですが、「多様な人材の確保」などというローの目的は、明らかな論理破綻です。</p> <p>ロー卒を受験要件とした時点で、ローに大金と時間とを捧げられる人達しか、受験できなくなるのですから。</p> <p>私は数年前、ロー入試に合格しました。適性試験では1万数千人中の14位でした。しかし前後して家族が病気を患い、金銭的な理由で進学を断念しました。</p> <p>私や私の家族のような貧しい人間は、税金を納めるために食費や医療費を削っています。</p> <p>税金は、大学関係者のポスト創設や、官僚の仕事創りのために使われるものではありません。</p>
2011. 1. 25	63	<p>「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」に対する意見書 日本弁護士連合会</p> <p>総務省が、2010年12月21日付けで意見募集した「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」（以下「研究会報告書」という。）についての当連合会の意見は、以下のとおりである。</p> <p>第1 意見の趣旨</p> <p>法曹養成制度の改革に関する政策につき、総務省が法務省及び文部科学省の諸</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>施策を対象として政策評価を行う場合には、以下の点を踏まえ、法曹養成に関する政府内の「新たな検討体制（フォーラム）」における総合的検討との関係及び連携に配慮するとともに、これに先行して実施する必要が高くその検討に資するものに限定して、調査・評価を行うべきである。</p> <p>① 法曹養成制度の改革に関する政策は、法科大学院と司法試験だけでなく、その後の司法修習、資格取得後の裁判官、検察官及び弁護士の各研修制度やオン・ザ・ジョブ・トレーニング等の法曹養成過程全体を視野に入れ、さらには21世紀の我が国社会における司法及びこれを支える法曹の役割の増大に対応した司法制度の整備及び法曹の活動領域拡大の進展度合い等も踏まえなければ適切な評価はできず、法務省及び文部科学省の施策に対する政策評価では、制度全体に対する総合的評価としては、限界があること。</p> <p>② 法務省・文部科学省の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果でも「新たな検討体制（フォーラム）」の構築が提言され、また、司法修習生に対し給与を支給する制度を1年間延長するための裁判所法の一部を改正する法律（平成22年法律第64号）に関する衆議院法務委員会の附帯決議（2010年11月24日）で、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」とされており、これらの場において、少なくとも法曹養成制度の改革に関しては、総合的な改善方策を検討することが予定されていること。</p> <hr/> <p>1 弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としており（弁護士法1条）、人権擁護のためには国家と対決することも当然に予定されている（憲法37条3項等）。そして、司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）等にも指摘されているとおり、21世紀の我が国社会においては、かかる弁護士の役割の増大が求められているところである。</p> <p>しかるに、今回公表された研究会報告書には、各委員からの指摘として「法曹人口問題は、見方を変えれば、政府と敵対できる法律家はどれぐらいに抑えるべきかという議論でもある。」や「今でも、例えば、学校でちょっとしたトラブルの時、親が来ないですぐ弁護士が来て、ああだこうだと言って困ると学校の先生が言っている。弁護士を増やすことが、変に需要を増やすことになりかねず、社会全体としてみると果たして幸せなことなのであるかと考えてしまう。」や「法曹人口の増加による質の低下等の問題は、弁護士について言われているのではないか。裁判官、検察官は、成績上位者から採用すればよいので、法曹人口が拡大しても実害がそれほど直接は感じられないと思われる。」など、およそ弁護士の役割について理解されていないと思われる意見、あるいは、弁護士よりも裁判官や検察官の方が高い能力が必要であるかのような、法曹三者に必要な能力等について理解されていないと思われる意見が指摘されており、懸念されるところである（研究会報告書19頁）</p> <p>総務省による政策評価の役割とその限界を認識し、くれぐれもかかる誤った認識を前提とした評価がなされないよう留意されたい。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 今回研究会報告書によって総務省による政策評価の対象としてあげられているのは、司法制度改革推進計画、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等に基づき、関係機関が実施している法曹人口の拡大および法曹養成制度の改革に関する施策のうち、法務省及び文部科学省の所掌に係る政策であ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>る。</p> <p>当連合会は、「平成21年度以降の行政評価等テーマ案に関する意見」（2009年3月6日）において、法曹養成に関する政策については行政評価の対象とすることは適切でない旨の意見を述べたところであり、三権の一つである司法制度の在り方やこれを支える法曹の養成及び拡充の在り方という国家レベルでの総合的評価が必要な問題について、個別の行政機関が行う政策評価の対象とすること自体、そもそも適切ではないというべきである。</p> <p>しかしながら、今回総務省が法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価を実施することを前提に、政策評価の在り方、方法等について参考とするとして意見募集を行なっているので、政策評価を実施する場合の留意点について意見を述べる。</p> <p>なお、法曹人口について、当連合会は、「当面の法曹人口のあり方に関する提言」（2009年3月18日）を公表しているところであるが、その後の状況の変化等もふまえ、現在、新たな提言のとりまとめに向け検討中である。したがって、法曹人口については新たな提言をとりまとめた後に改めて必要に応じて意見を述べることとし、本意見書では、法曹養成制度の改革に関する政策評価について意見を述べる。</p> <p>2 まず、法曹養成制度の改革に関する政策は、文部科学省の所掌に係る法科大学院と法務省の所掌に係る司法試験だけでなく、最高裁判所の所掌に係る司法修習、法曹資格取得後に裁判所、検察庁及び弁護士会で実施される裁判官、検察官及び弁護士の各研修制度やオン・ザ・ジョブ・トレーニング等の法曹養成過程全体を視野に入れ、さらには21世紀社会における司法及びこれを支える法曹の役割の増大に対応した司法制度の整備及び法曹の活動領域拡大の進展度合い等も踏まえなければ適切な評価はできない問題である。</p> <p>すなわち、法曹養成については、養成すべき法曹像の検討・把握を前提に、法曹資格取得後の研修等も視野に入れて、司法修習終了時点の到達目標が定められるべきであり、これとの関連で法科大学院修了時点の到達目標や新司法試験の合格レベルも決定されるべきものであるから、法曹養成過程全体を視野に入れて検討する必要がある。しかしながら、今回予定されている政策評価は、研究会報告書別紙1の政策体系をみても、法曹資格取得後の研修等への言及がなく、プロセス全体を視野に入れたものとは言い難い。また、そもそも、評価の対象が行政機関の施策に限定されていることから、法曹養成過程全体を評価できないという限界がある。</p> <p>また、法曹養成制度の改革に関する政策は、司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）で示された政策課題（上位目的）であり、これらの政策課題の継続の必要性や見直し等の検討は、21世紀社会における司法あるいは法曹に対する法的ニーズ、潜在的な法的ニーズを顕在化させる制度等の整備、法曹有資格者の活動領域拡大の進展度合いや拡大のための諸施策の実施状況、その他外国弁護士等相当資格や日本の隣接法律専門職種の資格のあり方や権限</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>等も総合的に検証・評価しなければならない検討事項であって、そもそも総務省による政策評価では、かかる総合的な検証・評価を行うことはできないという限界もある。</p> <p>したがって、総務省が法曹養成制度に関する政策評価を実施する場合には、これらの限界があることを認識した上で、謙抑的な評価計画を策定すべきである。</p> <p>2 最高裁判所司法修習委員会「議論の取りまとめ（2004年7月2日答申）」においても、「（21世紀の司法を担う法曹に必要な）資質は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させ、更には法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む。）を視野に入れた、『プロセス』としての法曹養成制度全般を通じて養成されるべきものである」とされている。</p> <p>3 次に、法務省・文部科学省の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果でも「新たな検討体制（フォーラム）」の構築が提言されているとともに、司法修習生に対し給与を支給する制度を1年間延長するための裁判所法の一部を改正する法律（平成22年法律第64号）に関する衆議院法務委員会の附帯決議（2010年11月24日）で、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」とされている。かかる状況に照らせば、近いうちに、これら抜本的な改善方策を検討する体制（以下「フォーラム」という。）が構築されるはずである。そうであるならば、今回総務省が予定している政策評価は、フォーラムが法曹養成過程全体を視野に入れて策定した方針のもとに実施するのが本来的には望ましい。</p> <p>少なくとも、フォーラムにおいて予定されている総合的評価及び改善方策の検討との関係及び連携に配慮し、これに先行して総務省が調査・評価を行う場合には、その必要性、効率性及び有効性を慎重に吟味し、限定的・謙抑的に行われるべきである。</p> <p>また、今回の政策評価では、法科大学院に対する実地調査なども予定されているようであるが、法科大学院に対する調査については、大学の自治や教育の自由に配慮する必要があることはもちろん、認証評価機関による評価も尊重する必要がある。さらに、調査を受ける法科大学院側の負担の大きさも考慮しなければならない。</p> <p>現在、法科大学院は、認証評価機関による評価以外でも、文部科学省や中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による調査など様々な調査に対応し、本来の教育や学修に費やされるべき時間や労力がこれら調査・評価への対応によって相当程度奪われている現状にあるとも言われており、さらに総務省による調査やフォーラムによる調査に対応しなければならないとすると、その負担は過大となり、現場での教育改善や学修の妨げになりかねない。</p> <p>このようなフォーラムとの関係や調査対象者の負担等に照らしても、今回総務省が実施する調査・評価は、フォーラムにおける検討・評価に先行して行な</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>う必要性が高く、またフォーラムにおける検討・評価に資するものに限定して行われることとすべきである。</p> <p>3 当連合会は、「11月24日衆議院法務委員会附帯決議に基づく検討機関の早期設置について（要望）」（2010年12月27日）において、フォーラムを早期に内閣に設置する要望を内閣総理大臣に提出しているところである。</p> <p>4 以上を前提に、以下のとおり具体的な点について指摘する。</p> <p>① 制度の「利用者の視点」からの評価については、これまで関係機関によって十分な調査・評価がなされているとは言い難いので、かかる視点からの調査・評価を行うことは必要であり、またフォーラムでの検討・評価に資するものであると考えられる。</p> <p>② 司法試験の合格基準や合格者の決定方法の透明性の確保についての評価など、行政の透明性に関する手続的・技術的なことを評価することについても同様である。</p> <p>③ 総務省が府省の枠を超えた調査・評価を実施することには一定の意義があると思われるので、関係機関における連携が不十分だと思われる点（例えば、法曹の多様性の確保という政策目的につき、この目的達成のために関係機関がどのような施策をとっているのか、各機関の施策にミスマッチが生じていないかなど）について、総務省が客観的な調査を行い、客観的な事実関係に基づく問題提起をすることは独自の意義があると考えられる。</p> <p>④ 他方、法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度に関する政策の妥当性を検証するような調査・評価は、近いうちに設置されるフォーラムで実施されるべきものであり、総務省がこれを目標とした調査・評価を行うことは差し控えるのが望ましい。</p> <p>⑤ 法科大学院の实地調査については、認証評価機関や中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会等が既に調査している事項につき重ねて調査する必要性は乏しく、法科大学院の負担も大きいことなどに照らし、フォーラムに先行して総務省が法科大学院の实地調査をするのは望ましくない。</p> <p>⑥ 受験予備校教師に対する調査を行う必要性や実効性にも疑問があり、これらの実施については慎重に考えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
2011. 1. 25	64	<p>行政改革の一環として導入されたパブリックコメントの制度によって、私のような末端の人間にも発言の機会が与えられることは、大変嬉しく有難く思います。</p> <p>さて本題に入りますが、法科大学院の現状は暗澹たるものです。</p> <p>かくいう私も社会人未修者として某ロースクールに入学しましたが、法曹の資質なしと宣告され、1年前期終了後に除籍処分を受けました。ヒアリング対象者やウェブ上で公開されているパブリックコメント送信者の方々が抱えている不満に、私も概ね賛成です。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>以下では、報告書で指摘された問題点を私なりに整理して今後の方向性を提案してみたいと思います。</p> <p>〔現状分析〕</p> <p>現在の法曹養成制度の混迷の元凶は、司法試験が絶対評価によるべき資格試験なのか、相対評価によるべき選抜試験なのかの位置づけが曖昧な点ではないか。</p> <p>合格者総数が暗黙裡に設定されているとすれば、相対評価にならざるを得ず、合格基準が他受験者の出来不出来で変わることとなるから、定式化しえない。これでは基準の透明性を高めることも出来ない。</p> <p>出題者・採点者・選抜者たる法学部教員達にとっては、学生全体の底上げという目標は無意味化しかねず、指導を放棄する誘引ともなり、本来の教育機能が空洞化する傾向を強めるだろう。</p> <p>さらに、司法試験のこのような選抜機能の側面が肥大化すると、法曹に求められる社会的ニーズに適った問題かどうか、という資格試験で本来問われるべき観点が置き去りにされやすい。</p> <p>その結果、条文、判例、学説の知識量を問う問題、あるいは短時間で論点を見つけ手際よく論文を書き上げるスキルを問う問題に向かいがちだ。</p> <p>なぜなら、これらの形式は相対評価を前提とした序列化という観点からは、優れた機能を有するからだ。</p> <p>ところが、長い期間を費やして勉強に励みこのような試験に合格しても、実際の実務能力とリンクしていないため、新法曹は身につけた知識を忘れねばならないのが実情だ。</p> <p>例えば、受験生が何年も苦勞してようやく身につけた刑法の難解な構成要件論を、実際に検察官の手足となって働く現場の警察官が理解しているわけがない。組織のヒエラルキー性からみて、土台無理な話なのである。</p> <p>従って、新法曹は結局弁護士事務所に就職して OJT で仕事を学ばねばならない。就職できなかったものは、裸で放り出される格好に等しく、いわゆるワーキングプア弁護士化するだろう。生活が苦しいために、後続の新規参加者を排除するよう関係機関に働きかけを強める者もいるのではないか。</p> <p>このような現状認識からすると、司法試験を絶対評価によるべき資格試験と明確に位置づけることが必要という結論が導かれる。</p> <p>とはいえ、現在囁かれている、暗黙の合格者総量規制は何なのかという問題が片付いていない。これは、要するに司法研修所の都合、と考えるのは邪推だろうか。</p> <p>本研究会では、最高裁管轄下にある司法修習制度についても調査対象とするという記載がある。三権分立の建前からは神経を使う作業になるだろうが、是非この点はよく煮詰めて調査して頂きたい。</p> <p>〔打開策〕</p> <p>もしかりに、合格者総量規制が司法修習の制約に関連するものであるならば、司</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>法修習は裁判官、検察官登用の機関と位置づけなおすべきだ。</p> <p>国家公務員を希望しないものには、司法修習を課す必要がない。これなら修習費用の貸与制の問題もある程度回避可能である。日本の法科大学院が模倣したアメリカには国立大も法学部もないが、司法研修所もない。ロースクールがその代替をしっかりと果たしている。</p> <p>このように、司法修習を任意にすることで合格者の総量規制は必要なくなり、絶対評価の基準に沿った合否判定が、高い透明性の下で可能になるだろう。</p> <p>合格者多数、司法研修所入所希望者多数においては、改めて収容可能人員数まで絞り込むための試験を別途課せばよいのである。</p> <p>[提案に対する反論について]</p> <p>ー合格者数を増やすことがいいことなのか。</p> <p>この提案についての利害関係者は、ざっくり言って1. 国民・市民、2. 既存事業者、3. 新規参入者であろう。</p> <p>1. 国民・市民が求めるものは、いつでも誰でも利用できて、且つ安く良質のリーガルサービスが提供されること、に異論はないだろう。</p> <p>2. 既存事業者、すなわち現職弁護士たちは、新規参入の増加による経営環境の悪化、及びそのために引き起こされるサービスの質の低下を懸念するだろう。</p> <p>3. 新規参入者、すなわちこれから司法試験を受けようとする者たちは、国民一般に認められた自己実現の価値、具体的には職業選択及び営業の自由を保障し、規制緩和をしてほしいと思っている。</p> <p>このようにみると争点は、広く新規参入を認めることが国民の利用するリーガルサービスの低下を招くことなのかどうか、にあることがわかる。恐らく司法制度改革の審議でも相当程度上ったであろうこの論点を、蒸し返すのもどうかとは思いますが、私なりの理解を一つ示しておきたい。</p> <p>例えば、私は旧東側諸国のスーパーマーケットで、庶民が生活必需品を購入するのに長蛇の列を作っていた光景を知っている。需要に応じた生産をする計画経済の典型的な光景である。このように購入した物資に落丁や欠陥があった場合に、顧客は売り手に苦情を言えるものだろうか。</p> <p>対して、私はアマゾンマーケットプレイスでしばしば古本を購入する。同一の書籍がたくさん販売者から提示され、価格の安さを競っている。それだけではない。従来の路面古書店に比べ、発送日の早さや包装の丁寧さ、不良品の返品対応といった、サービスの質も向上著しいのである。もちろん一部に不良店も散見されるが、開放的市場環境が利用者に総体としてより多くの恩恵をもたらすことは、もはや自明なのではないか。</p> <p>ーマーケットメカニズムに頼った司法制度改革がうまくいかなかったから今の惨状がある、という反論</p> <p>法科大学院への批判や最近における弁護士不祥事の多発は、むしろ今まで抑圧さ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>れていた不満がはげ口を見出したために噴出したもの、とも見うる。</p> <p>例えば、授業が出鱈目、教員に意欲・能力なし、といった法科大学院への批判は、法学部教員が法科大学院で教えているのだから、従来の法学教育にも妥当する。</p> <p>新司法試験への批判もほとんどが、旧司法試験に対しても同様に向けることのできる批判である。</p> <p>出鱈目な弁護士も従来から多くいたが、供給過小の売り手市場だったのでクライアントは不満ながらも表出できず、弁護士会等も代替数が少ないため、厳しい懲罰を採りにくかった、とも見做しうる。</p> <p>このようなパースペクティブにおいては、マーケットメカニズムに基づいた司法制度改革が失敗したために問題が多発しているのではなく、むしろ成功したから問題が見えてきたとみる。</p> <p>つまり、社会人や他学部出身者が法科大学院に入学したことで、今までの法学教育及び法曹養成制度の問題点が多面的に明らかになり、表出された。</p> <p>また、弁護士供給を増やしたおかげで、クライアントは弁護士の客観的比較と選択が可能になり厳しく糾弾できるようになった。</p> <p>つまり、改革の理念が間違っていたのではなく、改革の不徹底さ、例えば帰納を無視した演繹重視の法学教育、現場解決型とは無縁な司法試験の問題設定、裁判官・検察官養成を中心に据えた司法修習制度、が現下の問題を深刻化させているとみる。</p> <p>このように考える私は、結論において大宮法科大学院の久保利氏の見解に全面的に賛成するものである。</p> <p>一弁護士の需要は既に飽和している</p> <p>閉鎖市場を正当化する理由に、需要の飽和説がある。しかし、需要外在的な見方も皮相である。一般的に、必需品は価格弾力性が低く、嗜好品や代替が豊富な物は価格弾力性が高くなるといわれる。価格弾力性とは、つまり値下げをすれば需要が増加する性質のことだ。</p> <p>弁護士の供給を絞っていたときには、ユーザーもリーガルサービスを必需品的に扱い、本当に深刻なケースでのみ利用した。従って高価でも低価でも需要は変化しにくかった。</p> <p>しかし、一方で高価な費用をとる弁護士に頼むほどではないが、法に訴えたらすぐに解決できるのではないか、というレベルの案件は水面下に埋もれたままだった。</p> <p>弁護士の増大はこのレベルの案件を水面上に引き上げる効果があるし、実際簡易裁判所の本人訴訟の利用増大は、制度的障壁を下げることで需要が大きく変化することを証立てた。</p> <p>余談になるが、問題はこの需要増を新法曹たちが拾えなかった、という点であろう。新しい法曹養成制度が効率的に機能して、短い時間と低廉な費用で顧客へのアプローチまで教えることが出来たなら、本人訴訟に訴える層をうまく取り込めていたとも考えうる。新法曹にとってはそこそこの収入が見込める上、よい実地訓練になりえたのである。もちろん、従来の日本の弁護士観からは、100万以下の訴額の案</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>件など取るに足らない仕事であろうが、後述するが米国のように弁護士資格が大量に供給されて、法律士業のミニマム資格となっていけば、100万前後の訴訟といえども立派な仕事とみなされるだろう。</p> <p>[法律面からの検討]</p> <p>法曹養成制度の再考にあたっては、日本国憲法の高らかな理念「個人の尊重」に常に立ち返って議論を進めるべきである。</p> <p>本研究会が重視する「制度の利用者の視点からの評価」もまた、この憲法理念と合致するからこそ適切な判断基準足りうるであろう。</p> <p>まず、弁護士資格について考えてみたい。行政法学では、医師免許は許可の一種だと教えている。弁護士資格も許可の一つであろう。許可とは、本来各自が有している権利を公共性の観点から保留にしている制度だとされる。従って、条件を満たした場合には行政側の裁量は認められない。しかれば、相対評価に基づいて弁護士資格を許可したり許可しなかったりなどということが許されるのだろうか。逆に言えば、そこには技術的なハードルではない理由があるということだ。憶測を許してもらえば、既存事業者との兼ね合い、つまるところ先ほどからつらつら書いている総量規制に突き当たるのではないか。</p> <p>だが、既存事業者の利益と新規参入事業者の利益を比較するならば、明らかに新規参入者の権利の方が重要だ。憲法11条に基本的人権の尊重、13条に自由及び幸福追求権、22条に職業選択の自由が保障されている。既存事業者にのみ、この権利を保障し、新規事業者にこの権利を認めないとなれば憲法14条が禁ずる社会的身分による差別である。</p> <p>法曹養成制度という、寡占市場を形づくっている規制によって、既存事業者はクライアントに対する優位性を享受してきた。しかし、このような利益は反射的利益というのではないか。すなわち、結果的に享受している恩恵に過ぎず、本来、それを保護する趣旨の制度ではないだろう。「公共の福祉による制約」という反論も、閉鎖的市場よりも開放的市場が国民・市民の利益に適う、という主張が崩せない限り成り立たない。</p> <p>ここまで書いてもなお、既存事業者は反論をするだろう。</p> <p>しかし、身も蓋もない言い方をしてしまえば、従来の司法試験も現在の司法試験も、数多いる希望者の選別機能に肥大化してしまった試験であり、実際の業務能力を問う問題ではなかった。したがって、今までの弁護士といえども、従来の法曹養成制度によって優秀な弁護士に育ったわけではなかった、ともいえる。要するに司法試験はほとんど関係なくて、実際の業務経験を通じて皆弁護士のスキルを磨いていった、ということである。</p> <p>この歪みを所与のものとして耐え抜いて来た者のみが、今までは弁護士になれた。だから、多額の金と時間を投資してきた既存事業者にとっては、弁護士資格が合理化・簡易化することは心理的にも経済的にも耐え難い、という悲鳴はある程度理解もできる。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>しかし、親が理不尽な苦勞を味わったからといって子にまでそんな苦勞を味わわせる必要はないだろう。このような姿勢は、社会の向上、発展にすべて背を向けることに等しく、国家的見地からも大きな損失を重ねることになる。現在、参入を希望する者といえども将来はもっと競争が厳しくなる可能性がある。そのリスクは皆が等しく受容すべきものである。</p> <p>[将来的方向性]</p> <p>少し気が早いですが、司法修習の任意選択化により、合格者大幅増が可能になり、実際にそういう方向に向かうと仮定する。</p> <p>この弁護士業における規制緩和は、必然的に周辺の法律専門職にも影響を及ぼす。この不均等な制限を公平にするためには、弁護士の門戸をこれら周辺法律士業にも広く門戸を開く必要がある。いわば法律資格のビッグバンだ。</p> <p>既存事業者には厳しく聞こえるかもしれないが、利用者の福利向上と参入希望者の自己実現を両立させる道は、もはやこれ以外にない。</p> <p>そして同時に、弁護士資格は品質の最低保障に過ぎず、収入の保証ではないことを周知・浸透させるべきである。</p> <p>活発な競争により提案営業や成功報酬で業務を引き受けるものが現れば、法テラスも事業資源をより劣悪な環境にあえぐ困難者に振り向けることができる。</p> <p>このような観点からは、国がすべき政策はむしろ弁護士の豊富な供給を続けることで、リーガルサービスの需要を下回ることがないようにすることである。</p> <p>絶対基準による最低保障の資格認定試験としての位置づけが固まれば、法科大学院も基礎を効率よく身に付けさせた上で、独自色の強い教育が打ち出せる。今のように司法試験合格率で学校の評価が左右されるのではなく、社会における卒業生の活躍が入学希望者にとってのロースクール選考基準になるだろう。</p> <p>国がこのような絶対評価基準を超えたものに対し、惜しみなく資格を与えるなら、法科大学院事業への新規参入事業者も近い将来現れるのではないか。アメリカには250校以上のロースクールがあり、年間4万人の新法曹が誕生していると聞く。日米で人口比が約2倍としても日本の全国70校に対して約3.5倍である。司法試験合格者数はなんと20倍である。日本の法科大学院と合格者数の現状が、決して多いとは言えないであろう。</p> <p>このような前提の下で、弁護士と同様に法科大学院も活発な競争を通じて自らの教育理念とメソッドを深化させていくことができるだろう。</p> <p>多様化の後には浮かぶ学校と同時に、沈む学校も出てくるだろう。M&Aなどの手法も積極的に活用し、高い流動性を維持して熱い法曹養成制度を作りあげるべきだ。</p> <p>[法律専門職の制度比較試論]</p> <p>ご承知のように、日本は法律関連士業が、弁護士を筆頭として税理士、社会保険労務士、司法書士、弁理士、行政書士等縦と横の階層化が著しい。事実誤認、誤解等あるかもしれないが、イギリスなども法廷弁護士たるバリスター、事務弁護士た</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>るソリシターの2元的階層制を採用しているのに対し、米仏においては、法律士業を弁護士資格にほぼ一元化させている。殊に米は新規参入障壁が比較的低いと同時に、弁護士業の職業的威信も日本ほど高くない。極論すれば、日本における行政書士と同程度の資格に過ぎない。米国における司法試験合格者はカリフォルニア州だけでも5,000人、全米では4万人弱といわれている。日本の20倍である。</p> <p>制度としての法律士業一元化には、まず国民・市民に使いやすいリーガルサービスの提供というメリットがある。現在の日本のように細分化されていると、一つの案件について複数の士業を巡らなければならない場合があり、手間と費用がかかる。対して一元化させればワンストップサービスが可能である。また、リーガルサービス需要の分野的・时期的偏在に対しても、職域が広がれば各士業が柔軟に対応していくことができ、事業の安定にも繋げうる。各士業単位での部分最適に捉われて全体最適の観点を忘れがちな既存事業者にとって、自己革新と成長の機会を与えることにもなる。この場合、最終的に恩恵に浴すのは国民・市民でもあるだろう。</p> <p>[急務である具体的方法論の構築]</p> <p>法科大学院のこの10年の推移をみて、法学部教員は理想を語れても実践能力に欠けることが明白化している。司法制度改革審議会意見書でファカルティディベロップメントの活用が謳われていたが、私が在学中にうけた実際のアンケートはひどくお粗末なものであった。未修者向け三年コースにおいて、授業評価を学生の属性を問わずにアンケートする。私のような法律知識のないいわゆる純粋未修学生と多数の法学部卒業生(いわゆる隠れ既修)を区別せずに同一の観点で授業評価をさせて、その合計が高いだとか低いだとかを論じている。普通、アンケートをとる場合には、アンケート対象者の属性と質問項目を関連させて分析するものである。1年生と5年生を混ぜて評価合計を出して意味があるのか。</p> <p>また、2年次において純粋未修者が配属されているクラスAと既修コースのクラスBのテスト平均点を比較するグラフを出して、競争心を煽る教員もいた。そのグラフの数値を公平と考える教員の知能の低さに愕然としたものである。</p> <p>従って、新しく法科大学院の方針と教育方法を練り直す際には、経営学者、教育学者、社会学者等に頭を垂れて手伝ってもらった方がよい。</p> <p>私の家の近所のタクシー会社には、次の言葉が額に入れられてラウンジに飾られている。「やってみせ 言って聞かせて させてみて ほめてやらねば 人は動かじ」日本の法学者はタクシー運転手以下である、と断言して差し支えないのではないかと。</p> <p>付記1 ロースクールにおける官民格差について</p> <p>だれも指摘していないようなので、付記しておきたい点はいくつかある。</p> <p>まず、法科大学院の競争環境を整備するのは一体誰なのか、という点である。</p> <p>国公立の法科大学院と私立の法科大学院の間には、大きな授業料格差が横たわっている。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>学費の安い国公立学校は一般に競争倍率も高い。長期間試験勉強に向かってきた合格に近い学生を、優位に獲得できる構図になっている。伊藤真氏が指摘するように、「出来上がった」学生を多く確保している法科大学院の合格率が高い傾向を示している。「出来上がった」学生は、学費の安い学校に行く傾向がある。いうまでもなく懐にやさしいからであり、国公立大法科大学院も「公正な試験」を通じて、こういった学生を選抜する。結果的に授業の質とは関係なく、国公立の法科大学院の合格率が私大に比して上がっていく。</p> <p>これは、補助金を元手にした不当販売とも言うるし、民業圧迫の一形態ともみなしうる。</p> <p>そのいわゆる「侵害的效果」は見過ごせない。意見書の描いた、健全な競争による法科大学院同士の切磋琢磨からは程遠い。</p> <p>このような不公正を管理するのは誰なのか。法務省なのか文部科学省なのか、公正取引委員会のある消費者庁なのか、そのあたりもはっきりさせるべきなのではないか。</p> <p>いずれにせよ、官民格差是正のため、国公立補助の一部を削り私学助成に回すなど何らかの措置が必要ではないか。</p> <p>それからどうしてこういう声が私学の側から出てこないのか、という点について。国立大法学部出身の教員が、私学の法科大学院でも多数を占めているところが多く経営方針を決する教授会の主導権を彼らが握っているからではないのか。</p> <p>不満を感じている教員が自己の見解を示すことすらできないのが、日本の法科大学院の悲しい現状なのではないだろうか。</p> <p>付記2 予備試験のあり方について</p> <p>予備試験の受験要項を取り寄せたところ、「出願用紙の記入要領」一ページ目冒頭に記入誤りは合格取り消しの理由になる、というような警告があり、中ほどには、過去の司法試験受験歴や、本籍地、旧姓、職業、学校名等を記述させるアンケートがある。</p> <p>予備試験受験案内4ページ目には、「第4 個人情報の取り扱い」という項目があり、「出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施、合否判定及び司法試験制度の検討に関する資料の作成のために利用します」とある。</p> <p>つまり、本籍地や旧姓、職業や学校名が合否判定に使われる可能性が否定されていない。</p> <p>これは、非常に大きな人権蹂躪の可能性を秘めた脅迫文言と受け止められても、致し方ないのではないか。本籍や旧姓を隠してはいけないうし、言いたくもない学校名を書かされる。殊に職業にいたっては、コード表は11項目しかないのに、そのなかに「塾講師」という非常に就業人数の少ないカテゴリーがなぜか項立てされている。あまりに不自然である。</p> <p>確かに予備校講師と法学教員が犬猿の仲だとは知られた事実だが、こんな形で不利益を課すようなプレッシャーをかけるようなことをするなど、司法試験委員会は</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>すこし異常である。</p> <p>憶測すれば、苦学生に向けた特別な試験だから、法科大学院に行っている学生などは正規のルートで行って欲しい、という意向はわからなくもない。また、予備試験で合格者が多数出れば中退者が続出して法科大学院の経営にも影響する恐れもわかる。</p> <p>しかし法科大学院に行っているからといって金があるとは限らない。借金している連中もいる。本当に苦学生を探したいなら所得証明などを合格後に出させるなどがより妥当な手段ではある。とはいえ、親のすねかじりの学生も所得など無いに等しいので判別は不可能だ。</p> <p>つまり、司法試験委員会がやろうとしていることは、不可能な判別であり、無駄な行為であり、無意味な質問である。そんなことをやろうとして、法律用語で言う「他事考慮」をし、「比例原則」を侵している。</p> <p>「論語読みの論語知らず」とはよく言ったもので、学者こそもう一度、個人の尊重とはどういうことか、よく学びなおさねばならない。</p> <p>付記3 認証機関の評価基準について</p> <p>認証機関の評価基準には、全く持って不可解な基準がある。</p> <p>大学評価・学位授与機構は「年齢構成に配慮した教員構成」という評価項目をもっているが、それがエンドユーザーにとってどのような利益を確保しているのか、まったく理解できない。他方、ジェンダーバイアスの修正は、理由を明示せず基準としなかった。</p> <p>年功序列型の賃金体系において、年配の学者から若い学者まで満遍なく採用するとなれば総コストは高止まりする。その費用は結局学生に転嫁される。</p> <p>それから、法科大学院の経営の自主性を尊重するならば、刑事系教員、民事系教員、公法系教員などという配置人員区分も経営の足かせとなる。</p> <p>地方自治法で廃止された、悪名高いいわゆる「必置規制」とどちらも同質のものである。</p> <p>司法試験合格者は皆、必修科目を学んでいるのだから全ての必修科目を教えることも可能である。もちろん得意不得意があろうから、教員本人の意向や大学院側の配慮で控える科目が出てくることは差し支えないが、法律の規制によって一律に垣根を作ることは問題である。</p> <p>これもまた、法科大学院経営の総コストを高止まりさせる原因であり、学費という形で学生に転嫁される。</p> <p>また、少人数、双方向・多方向教育と法に規定されながら、一クラス80名を許容する基準もある。まず80名を少人数と呼ぶ人間はどれだけいるのか。</p> <p>さらにその大人数でどうやって双方向、多方向教育をするのか。</p> <p>また、大学評価・学位授与機構の調査員は、他校の法学教員が勤めることが多いという。</p> <p>第三者認証評価のための調査を、競合先の教員が行う、という構図におかしさを</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>感じないのか。キリンビールが事業認証を得るのに、アサヒビールの社員が調査に入るのか。</p> <p>「第三者」の意味をもう一度よく考えるべきである。法学者は本当に学者なのか。</p>
2011. 1. 26	65	<p>法科大学院も司法制度改革も機能していないと多くの市民は感じています。</p> <p>1、私は昨年、弁護士と接する機会があった一市民ですが、利用者の立場からの意見を書かせて頂きます。</p> <p>一昨年家族が病院での治療の合併症で寝たきりとなり、病院との話し合いのために弁護士のお世話になりました。</p> <p>まず私は弁護士を探す所から苦労しました。</p> <p>電話帳などで弁護士事務所に次々と電話しましたが弁護士は電話にも出ませんでした。後で知ったのですが弁護士は顧問先の紹介などの依頼者しか受け付けず、電話や飛び込みの依頼者には応じないそうです。</p> <p>知人に紹介された弁護士Aに会いに行きましたが医療は専門ではないと言われ、別の弁護士Bを紹介されました。弁護士Aには相談料5万円を請求されました。</p> <p>弁護士Bには調査料50万を請求され何度か打ち合わせをしました。</p> <p>数ヶ月後、弁護士Bは突然海外留学となり辞任しました。弁護士Bの事務所には医療を専門とする弁護士は居ないととの事で、別の事務所の弁護士Cを紹介されました。</p> <p>弁護士Bは調査料50万円を返済しませんでした。</p> <p>私は弁護士Cに着手金100万円を払い、また一から説明し直しました。弁護士Cは半年後に産休に入りました。弁護士Cは次の弁護士Dを紹介してくれましたが、半年間弁護士活動をしたと着手金を返済しませんでした。私は次の弁護士Dにも着手金120万円を支払いました。</p> <p>私の経験談を複数の知人にしたところ、弁護士に良いイメージを持っている人は居ませんでした。ある人は離婚相談で弁護士に相談したところ弁護士に侮蔑的な事を言われたそうです。ご主人の家庭内暴力が原因であったのに恫喝的な態度で怒鳴られて弁護士の前で泣いたと言っていました。</p> <p>最難関試験である司法試験に合格した法曹は、頭の非常に良い人と漠然と思っていたのですが、実際に弁護士と話してみると、その実態は、法律しか知らない偏った人、法律以前に一般市民の話しの内容も理解出来ない特殊な人々でした。</p> <p>2、以上、私の体験談を書かせて頂きましたが、司法改革と法曹養成制度についての問題に立ち返りますと、法科大学院も司法制度改革も機能していないと多くの市民は感じています。</p> <p>では、一般市民が法曹や司法制度を信頼し利用する価値ある物にするためには、何をすべきなのでしょう。素人の私なりに考えてみました。</p> <p>法曹の入り口としての法科大学院や司法試験の受験者が法学部に偏っているのは、現実の裁判内容にそぐわないのではないのでしょうか。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>私の場合も内容が医療だったため理解出来る弁護士が少なく苦勞しました。</p> <p>法学部からの合格者と他学部からの合格者の割合を決めるなどして、法学部以外からの法曹参入を義務づける様な思い切った改革が必要なのではないでしょうか。</p> <p>学生と社会人の合格割合も最初から決めるなどして社会人経験を積んだ人を積極的に法曹にする様にしないと、現在の態度の悪い弁護士の横行の改善は困難にも思えます。</p> <p>3、最後に、司法試験合格者の増員と就職難の問題が新聞を賑わせていますが、法曹利用者の側から言えば、法曹は明らかに不足しています。一般市民が被害者になったとき相談できる弁護士はまだまだ足りません。</p> <p>日本は裁判での損害賠償額が非常に低いため訴訟での利益をのぞめない弁護士は相談料や着手金の収入に頼っており、利用者の立場では多くの裁判は弁護士費用で赤字になります。</p> <p>また、弁護士は企業からの顧問料が収入の多くを占めるとも聞きます。だから弁護士は個人の味方をせず企業や団体側に付きやすいとも。</p> <p>アメリカの様な多額な損害賠償が見込めないため、個人の弁護をしても儲からないので個人の案件はボランティアだとも聞きます。</p> <p>司法制度は事実上機能していない気休めになってしまっていると思います。</p> <p>多くの市民は司法制度に絶望しきっています。</p> <p>以上、素人の体験談でしかありませんが、法曹利用者側の市民が直面している司法制度を利用する困難と、弁護士に接する事で金銭の負担や弁護士からの罵倒など法曹による二次被害を受ける、深刻な現実がある事をご理解頂き、司法制度改革の際に考慮して頂ければ幸いです。</p> <p>司法制度を国民が利用したいと思ひ、問題が解決し被害が減って行く様になる事を、法曹利用者の一人として深く希望するものであります。</p>
2011. 1. 26	66	<p>弁護士の就職難や法科大学院の三振問題、極めて深刻な中であって、法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会の取り組みや研究会のみなさんや職員の皆さんの奮闘は評価できるものがあるかと思ひます。</p> <p>しかし、会計士も就職難であり、ポスドクも文系理系問わず修士課程博士課程問わず、進路を見いだせない中であって、深刻な問題のように思ひます。</p> <p>就職氷河期が続いて、資格取得を目指す若者や、初めから、研究者志望の方、学部時代の勉学に満足できずに大学院に進学される方、さらには就職難ということで、大学院に進まれる若者も増えているかと思ひます。</p> <p>法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会に留まらず、会計士の就職難やポスドクの問題にも合わせて焦点を当て、これまでの就職氷河期で苦しんできた世代に対して、手を差し伸べ、その受け皿を広く用意するような議論を心から期待します。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>こうした人々が社会において有意義に活躍できないというのも社会にとってはそれも損失につながっているのではないのでしょうか。</p>
2011. 1. 26	67	<p>一般企業で法務を担当している者です。</p> <p>報告書等に対し、多くの方が意見を寄せられていますが、これを読むことで、いかに司法制度改革が失敗したのかが良く分かりました。</p> <p>現在、ロースクールに通ってらっしゃる方の意見も多く寄せられていますが、これを読むことで、優秀な人材が司法試験を目指さなくなったことが、理解出来ました。</p> <p>そもそもユーザーである企業が求める法曹関係者は、制度を呪ったり、別の資格試験で合格された方をないがしろにするような意見（ロースクール合格者は行政書士資格を与える等）や、その他救済措置を求める等をしないタイプです。</p> <p>私は、法科大学院自体を廃止する必要は無いと考えます。そのような道も選択肢の一つとしてあっても良いと思います。問題は、旧司法試験を廃止したことにあると思います。枠は小さくても、概ね（制限はある程度ありましたが）誰でも受けられる制度は、併存させるべきだったと思います。但し、多様な人材を集めると言うよりも、本当に優秀な人間にも法曹を目指して貰うためです。</p> <p>昔から本当に優秀な人間は法学部在学中に合格していました。法科大学院に行く時間は、そのような人間にとって時間の無駄です。今後も、そのような方にこそ法曹を目指して貰いたいと思います。</p> <p>このような意見をエリート主義と考える方もいるかもしれません。しかし、悪平等により、優秀な人間が法曹を目指さないよりは、遥かに良いと考えます。</p> <p>法科大学院は、「行けば司法試験に受かるかもしれない」という幻想を抱かせてしまいました。それは、本当に罪な事でした。今後は、真に法曹を目指すべき方が目指したくなる道を再生していただきたいと考えます。</p>
2011. 1. 26	68	<p>現状の法科大学院制度を活用する観点から私案をまとめてみました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・ 法科大学院教育に求められるもの</p> <p>基礎的学問や人格形成などは、専門職養成を行うべき法科大学院がすることではありません。そんなものは大学や高校で済ませておくべきものです</p> <p>基礎的学問や人格形成に関する科目はカリキュラムから削除すべきです。</p> <p>その上で、専門職養成に必要な教育を思う存分やっただけであればと思います。</p> <p>・ 短答式試験と論文式試験を分離する。</p> <p>旧司法試験時代、大学4年で受験する短答式試験に合格するか否かが、今後も司法試験を続けるか、断念して就職するかの大きな判断材料になっていたと思います。現状の制度では法科大学院を卒業し三振するまで法曹への道を断念する機会が与えられず、断念者が悲惨な状況に陥ることになります。</p> <p>そこで、現行の短答式試験については受験資格を撤廃した上で5月上旬に施行し、当該試験に合格した者を法科大学院の入学資格とすることを提案します。こ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>れにより法的素養の不十分な者に早期に法曹への道を断念する機会を与えることが可能と考えます。</p> <p>また、短答式試験の合格者を法科大学院の入学資格とすることで、法科大学院の入学者の質を確保することができ、未修者コースを廃止し一律2年とすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・ 法科大学院修了を論文式試験の受験資格としない。</p> <p>論文式試験の受験資格を短答式試験の合格者のみとし、法科大学院修了を受験資格としないことを提案します。併せて、論文式試験の法律選択科目については法科大学院が発行する科目修了証明をもって科目免除とすることを提案します。</p> <p>これは税理士試験において修士学位取得者が一部科目免除となるのと同様の考え方です。当然のことながら、法科大学院が安易に修了証明を出さないように、科目ごとに第三者機関の厳格な認証が必要と考えます。認証が得られない法科大学院は一部の法律選択科目の修了証明を発行できないという事態が生じてはならないと考えます。</p> <p>また、論文式試験の法律選択科目については他の三科目と合算して合否判定の対象とせず、合格点に達しない者は他の三科目の成績にかかわらず論文式試験不合格とすればよいと考えます。</p> <p>・ 法科大学院を修了しない論文式試験合格者には口述試験を課す。</p> <p>法科大学院における教育の長所として、机上の学問のみならず、実践的なケーススタディや議論を通じた理解の深化があると思います。法科大学院を修了しない論文式試験合格者には、これらの教育を受けたのと同等の水準にあることを確認する必要があると考えます。そこで、法科大学院を修了しない論文式試験合格者には口述試験を課すことを提案します。</p> <p>この口述試験は旧司法試験の口述試験と同内容である必要はなく、例えば何人かの受験生と試験委員とで自由討論をさせ、その様子を採点するというものでも良いと考えます。</p> <p>・ 修習期間の確保と前期修習の復活</p> <p>実務修習を充実させることが、法曹の質を維持することにつながると思います。現状の2ヶ月程度の各修習期間では、あっという間に各修習期間が経過し、実務修習の意味があまりありません。</p> <p>刑事弁護であれば一つの事件で逮捕後の被疑者段階から第1審判決まで経験できる程度の修習期間が、民事弁護であれば、初回相談から提訴前の交渉、提訴、相手方の反論に対する第一準備書面作成程度を経験できる期間は最低限必要です。そうすると少なくとも各修習4ヶ月は必要だと思います。</p> <p>また、自分自身の経験からは、実務修習をこなすために最低限必要なことを教えるのが前期修習であったと思います。</p>

受付年月日	No.	ご 意 見
		<p>したがって、前期修習を復活させ2年修習とすることを提案します。少なくとも合格した年の10月に前期修習を開始し、修習期間を1年半とすることは必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
2011. 1. 26	69	<p>1 2つの原因</p> <p>現在、法科大学院が、教育の成果も上がらず志望者も減少するという悪循環に陥っていることは明らかですが、その原因のうち2つのことを指摘したいと思います。1つは、法曹を養成する「人」の問題で、法科大学院のほとんどの学者教員が司法試験に合格しておらず、合格しているわずかの人も司法修習を受けていないことが多いので、法曹養成の教育者として十分機能していない、ということです。もう1つは、法曹を養成する「方法」の問題で、文科省が、予備校を絶対的に敵視して法科大学院において受験指導をすることを禁止しているため、有効な教育方法がとりにくい状態にある、ということです。</p> <p>2 学者教員による教育の問題点</p> <p>法曹養成に携わる教員の多くが学者教員で、そのほとんどが「養成される側がその後受けるべき経験」（日本では司法試験の合格と司法修習）を経っていないという事情は、アメリカでもドイツでも決して見られない日本特有のものです。法曹養成課程を経た経験のない学者教員は、司法試験のことや司法修習のことがよく分からないため、司法試験や司法修習との連携や役割分担を考えた上での十分な教育ができず、結局、教育の実が挙がらないことにつながっていると思います。</p> <p>これは、教員の責任というよりも制度の問題です。</p> <p>例えば、運転免許の教習所の指導員が運転免許の試験に合格していないということは、社会常識からはあり得ないと思います。英検1級合格を目指す人を指導する人が英検1級に合格していないというのも、普通は考えにくいでしょう。そう考えると、法科大学院では、司法試験やいわゆる二回試験（司法研修所の卒業試験）に合格していない人が、法曹を目指す人の教育を担当しているというのは、制度としておかしいと思います。実際、法科大学院の多くの学生は、実務家教員に比べて学者教員による教育の質に大きな不満を感じています。学者教員の中には学生の自学自習を強調する人もいますが、自学自習を強調するのであれば、結局法科大学院は不要だということになるでしょう。日本の法科大学院の教員の多くが法曹養成課程を経た経験がないことは、学者教員からはもちろん、学者教員に遠慮した実務家教員からもとくに公にされてきませんでした。そのような事情を多くの国民が知るところとなれば、多額の税金を投入している制度として国民の支持も得られないでしょう。総務省にも、税金の適正かつ効率的な使い方という点で問題にしていきたいと思います。</p> <p>もちろん法曹養成課程を経た経験のない学者教員でも教育力があり教育熱心な人はいますが、そうした学者教員はごく少数の例外であるといわざるを得ません。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>3 受験指導の禁止の問題点</p> <p>文科省は法科大学院における受験指導を禁止していますが、それは法曹養成課程を経た経験のない教員の価値観によるもので、文科省は、そのような学者教員の考えに従って動いているものと思われます。</p> <p>しかし、そのような教員が考えるほど日本の司法試験の合格は甘くはないのであって、新司法試験合格が実務家になるために必要なこととして要求されている以上、単なる暗記ではなく新司法試験合格に必要な知識や思考力を十分に身に付けさせて合格に導くことは、法曹養成として重要なプロセスというべきです。いわゆる答案練習にしても、事例問題を解答させて添削することによって実務家としての思考力や表現力を鍛えるもので、司法研修所も起案といわれる同様の教育方法をとっているのです。もし新司法試験の模擬問題の答案練習が実務家としての思考力や表現力を鍛えるものとは異なるものがあるとするならば、それは新司法試験の問題が実務家になるための試験としてふさわしくないことを前提としなければならず、新司法試験の問題のほうこそを変えるべきだということになるでしょう。</p> <p>文科省は、かつては、法科大学院に対し、司法試験の科目にない外国法や法曹倫理教育の重視を奨励したり、司法試験から離れた各法科大学院の独自性を求めたりしていたのに、司法試験合格率の低さが問題にされるようになって、急に法科大学院の統廃合にも言及し出すようになったのです。法科大学院が文科省のかつての方針に忠実であればあるほど、その法科大学院は司法試験科目以外の教育に力を入れていたことになり、入学者がとくに優秀であるところ以外は、高い合格率にはならなかったと思われ、理不尽なことと感じていることでしょう。しかし、文科省は、自らのかつての方針との関係には言及せずに、現在は、合格率をも問題にしつつ、なお受験指導を禁止しているのです。そのため、多くの法科大学院では、文科省に受験指導をしていると受け取られないように注意しながら、新司法試験の合格率を上げようと実務家を中心に実質的には受験指導をするようになってきたようです。そのように、文科省に分からないように文科省の指導に従わないほうが得をする（合格者を多く輩出できる）というのが、現状だと思います。しかし、法科大学院は、社会のルールを運用を担う法曹を養成する存在ですから、文科省に分からないように本音と建前とを使い分けるというのは、決して望ましい状態とは思えません。</p> <p>4 今後についての提案</p> <p>法科大学院を維持した上で現実的かつ合理的な制度にするように改革するのであれば、法曹養成をする人の養成が急務で、今後は、法曹養成を担当するのにふさわしい教員を実務家中心に集めた上で、実務家の経験談や学者の研究対象に偏った教育にならないよう、司法修習につなげられる授業ができる教育力を付けさせるべきです。司法試験の十分な勉強をしたことがない学者教員については、新司法試験の全科目とは言わないまでも、少なくとも、例えば憲法が専門であれば</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>公法系の科目（憲法と行政法）といったように、自分の専門分野に関係する複数の科目について、自ら新司法試験を受け合格しなければならないことにすべきであるように思います。</p> <p>また、文科省が法科大学院に対し新司法試験合格率を問題にしながら受験指導を禁止しているのは不合理ですから、直ちに改めるべきです。むしろ、受験勉強が実務家になるための実質的な勉強とより一致するように、新司法試験の問題をより実務的で基本的なものに変えていく必要があると思います。</p> <p>今後の総務省の良識に、大いに期待しています。</p>
2011. 1. 27	70	<p>法科大学院に対する否定的な意見が大半を占める中、法曹養成制度の見直し・改善に当たって、法科大学院制度を擁護する立場から、若干の意見を述べさせていただきます。</p> <p>1) 現実的な改革の必要性</p> <p>抜本的な改革は、関連する影響を事前には把握しきれないことから、非常に難しい点を含んでいます。ロースクールの設立自体は、抜本的な改革であり、その問題点が顕在化してきたと言えると思いますが、逆に、その見直し・改善に当たっては、ロースクールの廃止などの極端、抜本的な改革ではなく、合格者数等から、明らかに適格を欠いているロースクールを改廃することが、現実的な対応策であると考えます。</p> <p>そもそも、法学部自体は、官公庁、企業に有意な人材を輩出する有益な教育機関として、長い歴史を有しております。それに対して、ロースクールは、主として法曹養成を目的として設立された専門職大学院です。したがって、すべての法学部がロースクールを擁する必要はなく、当初から、設立に名乗りを上げた法学部を擁する大学すべてに、法科大学院の設立を認める必要はありませんでした。にも関わらず、すべての設立申請に認可を与えて、ロースクールの設立を認めたところに、問題の多くが起因していると考えられます。</p> <p>本来、法曹を輩出する能力・実績のある法学部は、限られていたはずでした。そして、それは、現在でも変わりはありません。そのような前提を無視して、すべてのロースクールを維持することも、逆に、これを全否定することも、極端な選択肢であるということがいえると思います。</p> <p>合格者の数は別の問題ですが、これと見合うようなロースクール入学者数とすることが、現実的であり、比較的有力なロースクールを中心として、ロースクール自体は残しつつ、何らかの基準を設けた上で、基準を満たさないロースクールの入学者募集停止、統合、暫定期間をおいた廃止、という方策を、まずは検討すべきであると考えます。</p> <p>2) 合格者・法曹人口問題との切離し</p> <p>法科大学院の設立は、法曹人口の大幅増加とセットで導入されたものなので、これらの問題が混同されることがあります。しかしながら、重なる部分はあると</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>しても、これらは本来、別問題であり、少なくとも同一視する傾向には、注意すべきであると考えます。</p> <p>仮に、旧試験制度のままであったとしても、合格者を今と同様に増加させていたならば、法曹の就職問題、研修所のキャパシティの問題等は、生じていたものです。そして、(私自身は、与しないものですが)法曹の質の問題も、語られていたことは間違いないところだと思います。</p> <p>そのような前提に上で、では、ロースクールが法曹養成機関として、旧試験時代の法学部、それに司法試験予備校とどちらが優れているかという点については、私自身の経験しか、直接には論拠はなく、また、旧試験を経験していない世代の者ですが、私自身は、非法学部生として、ロースクールで初めて本格的に法律を学び、実際に法曹として実務についている経験からは、非常に有意義な教育を受けることができた、と感じております。</p> <p>私の卒業した東京大学法科大学院は、新司法試験の受験準備は自分でやれ、という放任主義のところがあり、その姿勢が揶揄されたりするところもありますが、概ね、ロースクールの設立理念に基づき、方法論としてのソクラティックメソッドはもとより、受験科目以外の基礎法学、先端的科目、実務家による実務科目、等が充実しており、もちろん、自学自習や予備校では決して得られない教育を受けることができました。そこで同級生と学んだ経験もまた貴重であることは、言うに及びません。</p> <p>受験対策のために、予備校を一部利用しましたが、それは、ロースクール制度の母国ともいえるアメリカでも同様であり、だからといって、予備校が、ロースクールよりも優れているわけではありません。(予備校の効用自体は、否定しません。単なる棲み分け、役割分担です。)</p> <p>このような、個人の経験に基づいた意見を述べるだけで、ロースクール擁護の偏った意見と受け取られかねない風潮さえ感じますが、ロースクールで初めて専門的に法学を学び、それが今の自分の基礎となっていること自体は、どんなに控えめに見ても、否定できない事実です。</p> <p>蛇足ですが、教育は、遠回りで、「無駄」も含んだものでないと、健全ではないということ、自分の経験から付け加えます。今の法学、法律を鵜呑みにするのではなく、第三者的、客観的に見る事が出来、それが、実務の上でも、何らかのアドバンテージだと実感しているのは、母校のロースクールで学んだ基礎法学(法哲学、比較法、ローマ法等)のお陰だと感じます。受験的には無駄と一般にされるものが、将来どのように生きるかは分かりません。</p> <p>やや論旨がずれましたが、法曹人口問題と、ロースクールの教育自体は、基本的に別問題として、それぞれの解決策を探るべきであると考えます。</p> <p>3) 司法修習の見直し</p> <p>この点についても、他の多くの意見とは異なりますが、若干の意見を述べさせていただきます、結びに代えたいと思います。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>法曹養成制度は、ロースクールだけではなく、広く、司法修習も含めて、検討すべき問題であると思います。ロースクールのみが「やり玉」に挙がるのは、狭い視野からの問題提起に過ぎないと考えます。</p> <p>結論から申し上げますと、司法修習そのものを、抜本的に見直す必要があると考えます。現在の司法修習は、歴史的な所産ということもあり、古い弁護士像に基づいた、また、法曹の一元教育ということに基礎を置いた制度となっています。具体的には、法曹は、刑事、民事いずれにも通じていなければならない、また、裁判所、検察官に任官する者と同様の訓練を施さなければならない、という考え方です。</p> <p>しかしながら、社会で活躍する法曹は、もっと多様であるべきと考えております。企業での弁護士の採用が進まない一つの理由は、とりわけ修習で受ける訓練が、企業（あるいは行政）の実務にはほとんど関係のないものであるためである、といえると思います。</p> <p>企業法務におけるドラフティング、個別法・業法等に関する法律意見書の作成、行政内部における各種起案、法律の立案を考えるとき、今の修習は、民法、刑法、訴訟法しか扱っておらず、時代遅れとさえ、いえる内容となっています。（要件事実、事実認定について、法学教育の基礎的な要素であることは、否定はしませんが、書籍等で十分に補える状況になっており、修習は決して必須であるとはいえないと思います。）</p> <p>簡単に言って、いわゆる従来の弁護士先生は、企業、政府、自治体で抱えるには、重すぎる存在で、そうした弁護士像と司法修習は、分かちがたく結びついています。従来からある「典型的な」弁護士像に限らず、現在の需要に合わせた法律専門家の在り方を探り、その観点から、法曹養成の制度を見直す必要があると考えます。</p> <p>司法修習は、その存在自体、法曹以外からは、十分に認知されていませんが、行政評価という意味では、一年間延期となった給費制のみならず、その教育内容、カリキュラムが真に有用であるのか、見直されるべき存在であるということを申し上げ、私の意見を終わりにしたいと思います。</p>
2011. 1. 27	71	<p>法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会のみなさん、そして、総務省や研究会にたずさわられている職員のみなさん報告書にまとめるまで会議を重ねられる等、本当にお疲れ様でした。</p> <p>さて、最初から法曹を志望されていた方、医師等の職務経験を法曹の資格を取得されて活かしていきたいと志望されていた方、そして、近年の就職難によって、法曹を志望されるようになった方、いろいろな方がおられるとは思いますが、急激な法曹の増加によって、弁護士の就職難、それから、法曹を志望されている方にとっては、法科大学院生の法曹試験の受験制限の問題は深刻だと思います。多大な授業料を支払って法科大学院に通って、さらに合格率が低いことはリスクを取らざるを得ず、貧しい世帯の人々にとっては、法曹を志す道が閉ざされ、また、いったんは志の高い方が法曹を目指しても、実際に法曹になれるまでの道がこれでは、法曹を</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>志す人々を結果として、減少させ、有意義な人材が法曹の道に進めないようになっているのではないかと思います。</p> <p>また、急激な法曹人口の問題は、弁護士の環境を厳しくさせ、仕事がなかなか取れない弁護士を増やしたり、専門外の仕事を安易に引き受ける弁護士を増やしてしまったり、若手弁護士を温かく育てる環境をなくしたりして、弁護士の質の低下や品位の低下をもたらし、事務所の運営や目先の利益に汲々としたり、目先の利益を優先するような弁護士が増えれば、弁護士を依頼する人にとっても、納得の得られるような丁寧な紛争の解決が得られなかったり、却って事件がこじれてしまったり、弁護士を依頼するというのは、医師に診察や手術を依頼するのと同じ時であって、本当に困った時に相談することもあって、そんな中では、十二分に弁護士を吟味して依頼することもできないとなれば、依頼者の利益さえも結果として、損なわれて法曹の信頼さえ喪失してしまいかねないのではないのでしょうか。</p> <p>解決の手法とすれば、裁判所や検察において、裁判官や検察官としての採用の道を開いたり、職員として、採用する道を確保するのも一つではないのでしょうか。</p> <p>また、これまで弁護士の資格を取得された人であっても、実際の弁護士業務をこなされる中であって、性格等から向かないことが分かって弁護士から異業種などに転身されたり、法曹を志されても、法的なロジックを身に付けることが出来なくて、進路を変えられる方がいたのも確かだと思います。</p> <p>しかし、法科大学院の今日の状況は、多大な学費が必要となり、卒業まで2年もしくは3年の時間がかかり、そして、なおかつ、合格率も低く、合格できたとしても卒業からもさらに合格に至るまで、さらに年数がかかり、それまでに奨学金を含め多大な借金などして、志していた方にとっては、進路を変えるにしてもなかなか厳しいものがあるのではないのでしょうか。</p> <p>そういった意味からも、法科大学院志望者の方や、法科大学院に在学する人や、その卒業生の方に救済が図られることを祈っております。</p> <p>法曹養成や法曹過疎の解消や貧しい人々のために法律扶助の充実が図られることは必要ですし望ましいことだと思いますが、しかし、法科大学院の設置調査や準備や開設に当たって、大学や大学院の予算が、法科大学院の開設のためのキャンパスづくりや教員の養成や確保や充実のために優先的に投入され、学部や他の専攻の大学院の運営にも支障が出ていないのでしょうか。</p> <p>大学を出ても正規の職に就けないことから奨学金を返済できない若者がいるのも実情です。こうした人のために、返済不要な奨学金を創設したり拡充できていたかもしれません。</p> <p>また、最初から研究者志望の方やさらに学問を究めたい理由で進学されたり就職難で大学院へ進学される方、様々な理由から大学院へ進学される方がおられるとは思いますが、文系理系修士課程や博士課程問わず、卒業後の進路が未定な大学院の卒業生が広がっているかと思います。</p> <p>法科大学院の開設が行われず理工系の大学院に予算が回っていれば基礎研究も削減されず研究員や教員の採用も広がっていたり文経済経営法系にしても研究員</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>や教員の採用につながっていたり更なる教育体制の充実につながって、大学院の卒業生の進路の問題もここまで深刻になっていなかったのではないのでしょうか。</p> <p>法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会のみなさんの奮闘には頭の下がる思いがしますが、会計士の就職難にしても、高い志から目指される方、就職難で目指される方、目指される理由は様々だとは思いますが、法科大学院の志望者や法曹志望者の方と同様におかれた状況は極めて深刻のように思います。</p> <p>バブルが崩壊し債務や人員や設備の過剰の理由で民間の採用が抑制され、加えて、政府や地方自治体も財政再建の名のもとに採用を抑制し、その一方で、国や地方自治体は若い人々のためにも広く受け皿を作ってきたでしょうか。高い志を目指して法曹や会計士や研究者を目指された方も苦難が続いたり、就職が厳しくて、法科大学院を志望されたり、会計士を志されたり、大学院を志望される方に対しても、また他の資格を取得される方に対しても、受け皿を用意してきたでしょうか。</p> <p>法科大学院の卒業生が法曹になれず試験科目が似通っていることから行政書士や公務員試験に挑戦するような事例も見られますが、これでは、行政書士志望者や公務員志望者や大学院などでの専門教育を行政の現場に生かしていきたいとする方が、それでは、割りを食っている面も否めないのではないのでしょうか。</p> <p>法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会のみなさんも、総務省の方々も研究会にたずさわってこられた職員の方も、どうかそのことをよく考えて頂いて、どうか法科大学院を志望される方や籍を置かれている方、卒業された方だけにとどまらず、若い方々に対して、受け皿が広がり、有意義な人材が社会に羽ばたいていけるよう、また、社会にとって、損失にならないような提言や議論を心から期待します。</p>
2011. 1. 27	72	<p>現在の法科大学院制度はリスクが大きすぎる。このことが法曹を目指す意欲を失わせ、また、試験対策に偏重する原因ではないか。</p> <p>まず、司法試験の時期について、現在の制度では、卒業後、必然的に空白期間が生まれることとなる。これは、現在の新卒至上主義とも言われる就職活動状況と相まって、特に職歴のない学生にとって過大な心理的負担となっていると思われる。また、これにより、人生設計の軌道修正が困難となるおそれがある。試験対策に偏重する傾向は、このような、過度の不安によるものと思われる。</p> <p>また、法曹人口拡大を謳いつつ、司法試験合格者の人数調整を行うのは如何なものか。真に法曹人口拡大を目指すのであれば、例えば、行政書士試験のように、明確な合格基準点を定めるべきであろう。合格基準点を定めることが質の低下を招くとは考え難い。むしろ、明確な合格基準点がないことは、既得権益保護のための人数調整を行っているなど、試験の客観性に疑いを生じさせ、望ましくないと考える。</p> <p>なお、現行の司法試験の受験制限については、やむを得ないものとするが、何らかの救済策を講じる必要があると思われる。最も望ましいのは、「法務博士」という肩書のブランド化であるが、場合によっては、法科大学院制度の目標を「法曹養成」から、より広く「法務部門担当者の養成」に切り替えることも検討してよいと思われる。その上で、優秀者のみを法曹とするのであれば、法曹人口拡大にこだわ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>らずとも、各種諸目的の達成はできるのではないか。</p> <p>そのほか、多々改善すべき点はあると思われるが、まずは、法曹を目指すこと、延いては法科大学院に入学することに対するリスク軽減策を採り、法曹を目指す者を増やすとともに、法科大学院生が司法試験の合否に対し、過度の不安を抱かぬようにすべきであると思料するものである。</p>
2011. 1. 27	73	<p>法科大学院制度は白紙撤回すべきです。</p> <p>社会人や金銭的に余裕の無い人など受験させる人を大幅に排斥し、金銭に余裕を持った子息と借金を背負った極一部の人だけの小規模な競争となり、結果、新司法試験のレベルは著しい低下をしてしまいました。</p> <p>ロースクールという関所を設けては開かれた資格制度、多様な人材の募集とはいえません。当初から反対意見のほうが多かったのです。</p> <p>民意を無視しないで下さい。</p> <p>即刻、法科大学院という関所の廃止をお願いします。</p>
2011. 1. 27	74	<p>総務省に期待したいこと</p> <p>○不合理な受験回数制限について</p> <p>法科大学院修了後の受験回数制限は不合理だと思います。</p> <p>なぜ、5年に3回のみの受験なのでしょうか!?</p> <p>200万以上の学費を払いながら、3回のみの回数制限は旧試験の回数制限のなかった時代と比較して不合理です。</p> <p>まずは、5年5回受験可能ないし、7年7回など緩和措置を実施するとか弁理士試験等のように択一合格者は翌年の択一は免除するとか論文試験から受験等の緩和措置をとるべきです。</p> <p>○日程について</p> <p>どうしてゴールデンウィークに実施しないのでしょうか!?</p> <p>社会人の場合平日数日間のお休みを取る必要があります。</p> <p>これらの不都合なスケジュールも変更して欲しいです。</p>
2011. 1. 28	75	<p>法科大学院は一刻も早く廃止すべし。</p> <p>制度当初の前提であった7～8割合格が、法科大学院の乱立によって、全くそうでなくなったこと、高額授業料、弁護士増員による収入低下等により、優秀な多数の人材を法曹界に招聘するという目論見は完全に失敗している。</p> <p>それでは、試験合格者を減らし、また、法科大学院の数も減らせば良いのではないかという意見も散見されるが、ここにも看過してはならない悪弊がある。</p> <p>上位校とされる法科大学院でも、新卒内部学生を優遇合格させる等、必ずしも公正な入試選抜が行われていないという噂を耳にしたことがあるが（或いは、各校で公開されている入学者の平均年齢や出身大学を見れば、それは事実なのではないか</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>とも思われる。なお、法学未修者の入試選抜に関しては、最早完全に基準不明瞭である。)、そうすると、法科大学院を一定の数に限定した上、7～8割の者を司法試験に合格させるというのであれば、全くもって不明瞭な基準のもと法律家が選抜されることになり、完全に違憲ではないのか。</p> <p>各校の入試選抜に委ねるのではなく、適性試験等ではない、法科大学院統一試験的なものを作り、上位者から行きたい法科大学院を希望させていく等の方法も考えられなくはないが、地理的な問題等も関係するため、余りに非現実的であろう。</p> <p>また、H19年の試験では、本試験で、某法科大学院による問題漏洩騒ぎが起き、これに関する報道が複数の全国紙でされたことも記憶に新しい。</p> <p>各コメントを読むと、現在法科大学院に在籍している学生ですら、法科大学院教育に不満、疑問を述べるとともに、予備校教育の方が優れていると述べている始末であり、そしてそれらの意見は、単なる愚痴といったレベルのものではない、一定の裏付けを伴ったもののように思われる。</p> <p>最早、この制度はどうやっても無理なのである。</p> <p>実需にそぐわぬ、法科大学院卒業者の合格者を減らさないための増員を続ければ、濫訴や、法的に無知な依頼者に対するそそのかしにより利益を得るなど、品位のない弁護士活動が横行するであろう。</p> <p>食うために、公的マインドを失う弁護士も増加するであろう。</p> <p>企業も、景気が悪化すれば採用者を減少させるのは当然にしていることである。</p> <p>文科省や大学教授等の利権のため、この制度が存続されるのが、不思議でならない。</p> <p>総務省に対しては、行政官庁でありながら、的確かつ踏み込んだ意見を公表されたことに、謝辞を述べたい。</p>
2011. 1. 28	76	<p>「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書」について 法科大学院協会 貴省に設置された「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会」が、今般取りまとめられた「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書」(以下「報告書」という)について、法科大学院教育を担う立場から、法科大学院協会として、以下のような意見を述べる。貴省における今後の検討の参考としていただければ幸いである。</p> <p>1. 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第12条第1項に基づく政策評価の実施について</p> <p>報告書が指摘しているように、現在、平成22年頃には司法試験合格者数を年間3000人程度とすることを目指すとした閣議決定は未達成であるなど、法曹養成制度の現状について問題点が現れていることは否定できない。したがって、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策を総合的に推進する見地から、評価・検討が適切な形で行われるべきことに異存はない。</p> <p>しかし、既に、法務省及び文部科学省における「法曹養成制度に関する検討ワ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>一キングチーム」が、法曹養成制度の現状に関する分析を行い、その問題点・論点及び改善策の選択肢に関する検討結果を取りまとめ、具体的な検討をさらに進めるために新たな検討体制(フォーラム)の設置を提言しているところである。</p> <p>また、「裁判所法の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 64 号)の議決に際して、衆議院法務委員会は、「政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである」という決議を行い、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」を掲げている。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、今後、速やかに、法曹養成制度の在り方について検討を行うための適切な場が、政府において設置されると予想されることである。したがって、貴省において法曹養成制度に関する政策評価の実施を検討されるに際しては、政府における法曹養成制度の在り方に関する調査・検討が重複したり、また相互に矛盾するような事態が生じることのないように、十分に配慮されることを希望する。</p> <p>2. 評価の対象とする政策</p> <p>現在の法曹養成制度は、法科大学院教育、新司法試験及び司法修習が有機的に連携するように設計されたものであり、その問題点・論点は相互に密接な関連性を有しているうえ、裁判所・裁判官や弁護士を含む法曹全体の在り方と緊密な結びつきを有するものである。例えば、法曹人口や法曹の役割の拡大に関する論点についても、裁判所あるいは裁判官の在り方・役割の問題と切り離して検討できるものではない。</p> <p>この点に関連して、報告書が、貴省の政策評価の対象とする政策を、関係機関が実施している法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策のうち、法務省及び文部科学省の所掌に係る政策に限定していることは、貴省の所掌事務に鑑みれば理解できないわけではない。しかし、そのような制約の下で、上記のような拡がりや相互関連性を持つ法曹養成制度に関する問題点の改善方策を十分に調査・検討ができるのか、疑問を抱かざるを得ない。</p> <p>3. 評価の基本的な設問について</p> <p>報告書別紙 2 には、評価の基本的な設問として、「新司法試験合格者 3 千人目標未達成による支障と、当該目標の現時点での継続の必要性はあるか」、及び「今後、法曹人口の在り方を見直す際に、どのような事項を検討すべきか」が掲げられている。</p> <p>しかし、法曹人口の拡大及び新たな法曹養成制度の改革については、法務省及び文部科学省だけでなく、裁判所や弁護士会等法曹界全体に関わる問題であること、司法制度改革全体の基盤をなす重要な問題であること、利用者である国民の視点に立った抜本的な検討が必要であること等から、平成 11 年に司法制度改革審議会が内閣に設置され、国会の同意を得て任命された 13 名の委員が 2 年間にわた</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>って行った審議の結果に基づいて、内閣総理大臣を本部長とする司法制度改革推進本部が、関連法案の立案など、具体化を進めたものである。このような経緯を踏まえれば、司法試験の合格者数に関して行われた上述の閣議決定の意義は、非常に重いものといわざるを得ない。</p> <p>それゆえ、関連する施策の現状を検証し、閣議決定により示された目標が実現されていない原因を分析するとともに、その実現に向けた改善方策を調査・検討することについては、重要な意義が認められるものの、報告書において、貴省の政策評価を通じて、かかる目標の見直しが行われるかのような設問が掲げられていることについては、疑問を呈さざるを得ない。政策評価の実施に際しては、法科大学院教育と司法試験の連携や法曹の職域拡大の検証など、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の総合的な推進を図るといふ評価の目的に照らして適切な基本的な設問の設定を求める。</p> <p>4. 評価の具体的手法について</p> <p>報告書別紙2には、データの把握・分析の方法等として、法科大学院を实地調査し、厳格な成績評価の実施や修了認定、及び教員体制の充実等、法科大学院の取組状況と認識を把握し、横並び比較を行うことなどが掲げられている。</p> <p>しかし、こうした点について、各法科大学院は、既に、認証評価機関による認証評価・適格認定を受けるとともに、文部科学省、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による調査に対して、必要な報告を行っているところである。本来、貴省が行う政策評価の対象となるのは、法務省及び文部科学省の行う施策であって、各法科大学院の教育の在り方自体が評価の直接の対象となるものではないはずであるから、その境界を踏み越えることのないようくれぐれも留意していただきたい。</p> <p>また、法務省及び文部科学省の行う施策を評価する前提として、法科大学院における教育に関する情報の収集が必要となるとしても、こうした調査は、憲法の保障する学問の自由・大学の自治に抵触することのないように、調査事項・手続等、慎重な配慮に基づいて行われなければならないものである。したがって、貴省の政策評価において、法科大学院の教育に関する实地調査が行われる場合には、この点について、十分な配慮がなされることを求める。</p> <p>また、近年、大学は様々な調査・評価の対象とされており、その事務的負担は過重な状態にある。それゆえ、調査に重複が生じることのないように、認証評価機関による認証評価・適格認定や文部科学省、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の調査等により明らかにされている事項については、それに依るほか、实地調査の対象範囲や調査事項について、政策評価に必要な範囲に適切に限定されることを希望する。</p> <p>5. その他</p> <p>なお、報告書中に、以下のような誤解を招く恐れのある表現がなされているの</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>で、検討されたい。</p> <p>○報告書 17 頁における多様な人材の受け入れに関する記載 報告書では、法科大学院入学者に占める「非法学部出身者」及び「社会人出身者」の占める割合をそれぞれ示し、いずれも 3 割の目標を下回っているとの叙述がなされているが、平成 15 年文部科学省告示第 15 号第 3 条は、法科大学院入学者に占める「非法学部出身者と社会人出身者」の合計数の割合が 3 割以上となるよう努めることを求めるものである。</p> <p>○報告書 21 頁におけるモデルカリキュラムに関する記載 報告書には、法科大学院協会がモデルカリキュラムを作成しようとしているとの叙述がなされている。ここにいう「モデルカリキュラム」が何を指すのか判然としないが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が、その報告書において言及した「共通的到達目標」については、法科大学院協会が直接策定した事実はなく、文部科学省大学改革推進等補助金専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラムの支援を受けて、法科大学院コアカリキュラム調査研究グループが検討・作成したものである。</p> <p>○報告書 21 頁における認証評価基準に関する記載 報告書には、「法科大学院では三分の一以上新司法試験の必須科目を教えるはけないとされている」との叙述がなされているが、この叙述では、新司法試験の必須科目にあたる法律基本科目の授業が三分の一を超えてはならないかのように読め、誤解を招く恐れがある。</p>
2011. 1. 28	77	<p>法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書(以下、単に「本報告書」とう。)に対して「平成 23 年 1 月 11 日受付の No. 28 の意見(旧司法試験の存続, 司法学部(仮称)の創設等)」を提出させていただいた者でございます。その後、前回提出しきれなかった意見がいくつかありますので、誠に恐縮ではございますが追加で意見を提出させていただきます。</p> <p>1 法科大学院と法律実務基礎科目について</p> <p>本報告書とこれまでに寄せられた意見を見ても、法科大学院教育が失敗であったことは明らかになったものといえる。そして、この教育面に関する失敗の一因として、司法修習における前期修習を廃止して要件事実論をはじめとする法律実務基礎を法科大学院課程における履修対象とした点が上げられると思われる。</p> <p>まず、法律実務基礎は、法律基本科目を十分に固めてからでないと本来習得するのは困難なものであり、特に法学未修者等法律基本科目が固まっていない段階で学習させても有害なだけである。この点、旧司法試験制度下においては、旧司法試験受験に際して法律基本科目を十分学習し、司法修習で実務の基礎を学び、その後いわゆる居候弁護士として先輩から実務を学ぶというプロセスによる法曹養成が健全に機能していた。にもかかわらず、法律実務基礎を司法試験合格前の法科大学院課程の履修対象としたことは学習効果を考えず、健全なプロセスによ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>る法曹養成を崩壊させている。</p> <p>この点、法律実務基礎を法科大学院課程に移した理由は、建前上法科大学院における「理論と実務の架橋」の実現などと謳われているが、これは司法修習でも可能であり、実際のところは司法試験合格者 3000 人計画のもとでの司法修習の予算が限界に達するという財政上の理由が根底にあるのではないかと考えられる。</p> <p>そして、司法試験合格者 3000 人計画が困難となった現状において、健全なプロセスによる法曹養成を崩壊させている法科大学院課程における法律実務基礎教育を止め（同時に司法試験予備試験における法律実務基礎科目を廃止する。）、要件事実論教育の統一性を図るためにも前期司法修習を復活させるべきである。</p> <p>2 新司法試験の出題形式・内容について</p> <p>(1) 民事大大問廃止にみる司法制度審議会意見書の理念倒れ</p> <p>平成 22 年 7 月 14 日の司法試験委員会第 67 回会議において民事大大問が廃止されたが、これも司法制度改革審議会意見書(平成 13 年 6 月 12 日、以下単に「意見書」という)の理念に相当無理があったことを伺わせる。</p> <p>まず、現行司法試験法 3 条 2 項は、意見書の中の「新司法試験は、例えば、長時間をかけて、これまでの科目割に必ずしもとられずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。」との記載(本報告書 9 頁参照)に基づいて、法別ではなく、公法系科目・民事系科目・刑事系科目という法系別の試験科目の表記とされたものと考えられる。そして、平成 22 年までの新司法試験論文式試験民事系科目第 2 問(大大問・教科間融合問題)は、当該意見書記載事項を実現しようとして一応は努力したものだといえる(もっとも、当該意見書記載事項に忠実であるならば刑事系科目においても大大問・教科間融合問題を出題すべきで、あったものと思われる。)</p> <p>しかし、平成 18 年新司法試験論文式試験民事系科目第 2 問以降、大大問・教科間融合問題といっても名ばかりの結合問題であるとの評価は否定できず(平成 22 年民事系科目第 2 問に至っては、実体法たる民法部分だけでも無理な結合問題である。)、民事大大問廃止は考査委員間の問題作成能力の欠知が実質的な原因で廃止されるものと推測される。この点、司法試験委員会会議(第 67 回)議事要旨の中の司法試験委員会委員の発言中に「何々系科目としておけば、将来的に、法科大学院が非常に成果をあげて、修了者の大部分が合格できるだけの実力を備えるようになった場合に、例えば、民事系科目で 1 問のみを出題するというように試験を簡素化することも可能になるが、立法時には、そこまでは視野に入れていないということなのか。」との発言があり、また、これまでの関連する考査委員に対するヒアリングの中にも受験生の解答能力に原因がある旨を述べるものも多いが、それは単なる結合問題ともいえる民事大大問特有の問題ではなく、教科間での考査委員による調整の困難さが主な原因と推測される。</p> <p>今回の司法試験委員会決定は、現状における新司法試験論文式試験問題の出</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>題の実情に合わせて大大問・教科間融合問題を否定し、当該意見書記載事項の理念から現実路線に舵を切るものといえるが、そうであるならば、司法試験法3条2項1号～3号を旧司法試験や司法試験予備試験のように「憲法」「民法」等の法別のものに速やかに改正し、当該意見書記載事項は新司法試験論文式試験問題の作成技術等に鑑みて理念倒れに終わった旨を宣明にするべきである。</p> <p>この点、司法試験委員会会議(第67回)議事要旨の司法試験委員会委員長発言では、大大問廃止後も融合問題の可能性のある旨述べているが、その場合、司法試験に合格しておらず実務経験のない学者考査委員に専門外の教科につき適切な採点が可能だろうか(この点諸説があるが、これまでの民事大大問は考査委員の担当教科ごとに分割して採点がなされていたものと信じたい)。学者考査委員の存在を認めつつ教科間融合問題を理想とすることは、そもそも矛盾を孕むものである。</p> <p>(2) 平成22年新司法試験論文式試験公法系科目第2問(行政法)について</p> <p>本報告書37頁「新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者の意見等」の中には、「今年の新司法試験に関しては、驚くような問題が多く、行政法や地方自治法がメインに出ており、基本を理解し、それを現場志向で考えるという趣旨であったと思うが、科目にもよるものの、見たことのない問題を出題し、その場の瞬発力のようなものを問う試験になっている。受験予備校が対応できないような問題という意味では成功しているが、果たしてそれがいいのか。」との記載がある。これは、平成22年新司法試験論文式試験公法系科目第2問で住民訴訟をテーマとして出題されたことによるものと思われる。</p> <p>私見であるが、この住民訴訟をテーマとした出題は極めて不当なものであったと思われる。なぜならば、住民訴訟は出題当時の「法科大学院コア・カリキュラム(第二次案)行政法」に記載がないなど法科大学院で十分教育されているとはいえない。また、たまたま法科大学院で地方自治法を履修していた者に有利であったとも思われるからである。</p> <p>これはあくまでも推測の域を出ないが、住民訴訟をテーマとした出題の背景は、平成21年の公法系科目第2問(行政法)は原告適格・建築基準法を主にテーマとしたものの、司法試験受験予備校等の出題予測の多くが的中してしまい、考査委員も案外追い詰められての出題であったのではないかと推測される。</p> <p>しかし、予備校等にテーマ・素材判例自体を予測されたとしても公法系第1問(憲法)のように設問形式を工夫するなどして、受験生の実力を試せるようにすれば足り、法科大学院教育や法科大学院における主要な指定テキストに記述が薄い訴訟類型を出題することは、法科大学院教育の否定であり、プロセスによる法曹養成が聞いてあきれられる。</p> <p>受験生の側としてはわずか3回しか受験資格がないために一生懸命に対策を立てて試験に臨んでくる。考査委員の側としてもそれに正面から応えるような適切な出題をすべきである。平成22年の論文行政法のような当日勝負の要素が強い、「プロセス」ではなく「点」のみによる選抜ともいえる出題を繰り返した</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>のであれば、司法試験に対する人気は下がるはかりである。</p> <p>3 司法試験予備試験と法科大学院崩壊の因果性</p> <p>本報告書 27 頁の日本大学法科大学院教授 松村雅生氏作成レジュメには、予備試験に関して以下のように記載されている。</p> <p>「(1) 予備試験の導入</p> <p>①新たな矛盾を発生させるもの</p> <p>○ 合格者が少なければ、スーパーエリート法曹の誕生か</p> <p>○ 合格者が多ければ、法科大学院制度の崩壊」</p> <p>(引用終了)</p> <p>そこで、この予備試験に関しても若干の私見を追加で述べさせていただきます。</p> <p>まず、本報告書全体やその後の意見募集において法科大学院制度の惨状を伝えているが、予備試験は今年(平成 23 年)から実施されるものであり、実施前の現時点における適性試験受験者の激減等の法科大学院の実質的な崩壊と予備試験との因果性は希薄であると思われる。</p> <p>また、松村氏のレジュメに「合格者が少なければ、スーパーエリート法曹の誕生か」とあるが、任官・就職等に関してであれば現時点では何ともいえないと思う。なぜならば、予備試験は最終合格試験ではなく、任官や法律事務所への就職に際しては新司法試験本体の成績の方が重視されるのが筋であるとも思われるからである。</p> <p>次に、松村氏のレジュメに「合格者が多ければ、法科大学院制度の崩壊」とあるが、確かに合格者が多い場合には、法科大学院制度にとって相当な脅威となるであろう。</p> <p>ただ、合格者が少なかった場合にも法科大学院制度にとどめを刺す結果となるように思われる。例えば、仮に平成 23 年の予備試験に 1 万人受験して予備試験の合格者は 100 人に留まったとする(合格率 1%)。その 100 人が平成 24 年の新司法試験を受験した場合、予備試験と一部共通化がなされている短答式試験の合格率は限りなく 100%に近づく。そして、論文式試験においても予備試験段階で新司法試験本体と多くが兼務する考査委員による合格判定がなされていること、法科大学院修了者と比較した答案練習量の多さ等を考慮すれば相当健闘するものと推測され、最終結果として予備試験合格者の新司法試験合格率は有力法科大学院を抜いてトップになる可能性も十分にあり得る。そうなれば、法科大学院の面目が丸潰れとなりマスコミも書き立てるであろう。また、このような結果となった場合、予備試験が法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する試験(司法試験法 5 条 1 項)である以上、平成 23 年の予備試験の結果は法科大学院修了以上の学力を要求していたこととなり、その後の予備試験の合格者を増加せざるを得なくなるのではないか(この点、平成 21 年 5 月 21 日衆議院法務委員会における加藤副大臣(当時)は「…あるいは、試験をやってみた後の新司法試験の合否の結果というのも一つの参考</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>になるかもしれませんが、…」と答弁している。)</p> <p>結局、予備試験は新司法試験本体と合流させる以上、合格者が多かろうが少な かろうが法科大学院の崩壊を加速させる。法科大学院課程修了者以外に法曹への 道を確認する手段としては、旧司法試験の並存の方がまだ法科大学院の延命には なったのではないか。</p> <p>この点、予備試験の廃止や実施の延期をとの声も聞かれたが(「法曹養成制度改革 に関する提言」(2010年2月14日)), そのような極めて強度な参入規制をした 場合、職業選択の自由(憲法22条1項)などとの関係で憲法問題に発展する可能性 がある。また、今後予備試験を廃止したり合格者を極端に少なくしても、旧司法 試験・予備試験受験者層が法科大学院に大挙して進学するという事は現状では あまり想定できない。なぜならば、本報告書や公開されたこれに対する意見を見 れば法科大学院への進学を思い止まるのが一般的であろうし、本人が入学したく ても家族・親戚の反対に遭うのが目に見えている。結局、予備試験を限定的なも のとした場合、法曹志望者は公務員試験、司法書士試験等に流れるのが主流とな ろう(なお、報告書39頁の法科大学院在学生の意見等のレジュメの中に「今は公 務員が第1志望。」とある。)。いわゆる「国家的詐欺」も今後は成立困難である。 案外本報告書や意見募集およびその公開が、平成24年新司法試験の合格発表より 早く法科大学院にとどめを刺したのかもしれない。とにかく法曹養成制度全体に 対する抜本的改革が急務である。</p> <p>4 最後に</p> <p>以上、前回の提出した意見 N0.28 に追加して私なりの意見を勝手ながらも述べ させていただいたが、もはや抜本的な制度改革をしなければならぬというのが 他の方の意見を拝見しても大勢のようである。</p> <p>すなわち、司法制度改革審議会意見書の内容は、一部の法学者の妄想だけで、 あって日本の司法制度の現状を無視したものであり、バブル経済崩壊後の諸改革 (政治改革、行政改革、各種構造改革等)のなかでも最悪の内容かつ結果である。 この意見書は、どれだけ多くの人を狂わせ不幸をもたらしたか(法科大学院 に進学したものの失権した者、新司法試験に合格したものの就職できなかった者、 旧司法試験を受験していたものの経済的理由から断念した者、多くの借金を抱え た者、慣れない法曹養成教育を強いられている学者教員…), また、国の財政難の 中、どれだけ多くの無駄な税金を法科大学院に投入してきたか。謙虚に反省する 時期に来ていると思う。今回の意見募集において法科大学院を擁護する意見がほ とんどなかったのは、それを端的に表している。</p> <p>ただ、抜本的な制度改革をする必要があるとしても、法曹養成制度の問題は、 法務省・文部科学省・最高裁判所・日本弁護士連合会等、多くの機関にまたがる 問題であり、政策調整には相当の困難が伴うものと思われる。法務省・文部科学 省における法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの検討結果が抜本的な制 度改革に踏み込めなかった理由はこの点にもあるのではないか。</p> <p>この点、抜本的な改革案の作成は政治主導でありつつも司法制度改革審議会の</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ような機関を設置して迅速に行わざるを得ないと思われるが、一部の学者の妄想に支配され杜撰な意見書を作成した司法制度改革審議会の失敗を踏まえ、抜本的な制度改革案について今回の意見募集のように公開性を確保しつつ広く国民からの意見を募集すべきである(なお、前回の NO. 28 の意見で私は、旧司法試験の存続、司法学部等の私案を示したが、これらは昨年内閣府行政刷新会議の国民の声に提出したものを加筆・修正したものである。)</p> <p>また、司法制度改革審議会の元委員の中でも今後の抜本的改革に関与したいと思っておられる方もいるようだが(「法曹養成制度改革に関する提言」(2010年2月14日)参照)、これだけプロセスによる法曹養成制度を崩壊させ司法制度を混乱に陥れた方々に関与させるべきではない。外国法制の無謀な輸入しかできない法学者主導で行うのは絶対に避けるべきである。むしろ政府としては、今後の諸改革において同様な失敗を繰り返さないためにも司法制度改革審議会の事後的な検証作業を開始すべきである。</p> <p>なお、本追加意見を書き終わる段階で『法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書』に対する意見書(2011年1月25日日本弁護士連合会)に接した。日弁連としては総務省の今回の政策評価を積極的に歓迎していないようである。しかし、法科大学院に直接関わりのない中立的な第三者である総務省だからこそ適正な政策評価が可能である点を軽視している。また「受験予備校教師に対する調査を行う必要性や実効性にも疑問があり、これらの実施については慎重に考えるべきである。」との記載があるが(本意見書5頁最後)、法曹養成プロセスにおいて予備校の果たしている役割は極めて大きく、法曹養成に関係する者として調査対象とするのは当然である(もっとも、公平の観点から全ての主要予備校の代表者に意見を聴くべきである。)</p> <p>最後に「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。」平成22年11月24日(衆議院法務委員会決議)が早急になされることを望む。また、今回公開性を確保した上で意見募集をしていただいた総務省法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会その他関係部署・職員の皆様に深く御礼申し上げます。</p>
2011. 1. 28	78	<p>1. 新司法試験の受験回数制限について</p> <p>(1) 私は、法科大学院の修了生で、平成22年の新司法試験に不合格となった者です。私は、新司法試験の3回の受験回数制限、いわゆる三振制度を撤廃すべきだと思います。</p> <p>(2) 新司法試験を受験するには、大学卒業後に法科大学院に入学し、未修者コースであれば3年間法科大学院に通学して修了する必要があります。仮に法科大学院修了後に新司法試験を3回受験し、不合格になった場合、3回目の受験をするまでに、法科大学院で3年間、法科大学院修了後に少なくとも2年1ヶ月間の合計5年1ヶ月かけて行った法律の学習が全くの無駄になります。法科大学院で得た法律の知識は、法曹にならなければ何の役にも立ちませんし、企業に</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>も評価してもらえません。この期間に法律の学習にかけた労力、経済的支出は、本人にとって大きな損失となることはもちろん、社会的な損失ともなります。</p> <p>平成 22 年の新司法試験の合格率が約 25% ですから、単純に計算すれば、法科大学院修了生の約 42% 程度 ($0.75 \times 0.75 \times 0.75 = 0.42$) の者が新司法試験に 3 回不合格になり、受験資格を失うこととなります。つまり、法科大学院の修了生の約 42% もの者が必然的に法曹になれず、約 5 年 1 ヶ月の学習にかけた労力が無駄となる制度となっているのです。</p> <p>これ程不経済、非効率な制度は、我が国の他の資格制度にはみられない異常な制度です。我が国には、弁護士以外にも、国家試験に合格しなければ行うことができない職業（例えば、司法書士、弁理士、医師等）が多数ありますが、国家試験の受験回数が 3 回に制限されている制度は他には見当たりません。</p> <p>(3) そもそもなぜ 3 回の受験回数の制限が設けられたのでしょうか。</p> <p>司法制度改革審議会意見書において、「新司法試験の受験については、法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3 回程度の受験回数を課すべきである。」とされています。しかし、なぜ「法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨」から「3 回程度の受験回数を課すべき」なのか、理由がよく分かりません。私の推測では、おそらく次のような理由ではないかと思います。</p> <p>制度設計を行っていた段階では、法科大学院修了生の約 7 割～8 割が新司法試験に合格する前提であり、新司法試験に 3 回連続で不合格になる者は法科大学院修了者のうちのごくわずかであるはずでした。例えば、合格率が 75% であれば、3 回連続で不合格になる者は約 1.5% に過ぎません。このような少数の者は、法曹としての適性がないと考えられるため、4 回目の受験を認めないことにしようとしたのではないのでしょうか。</p> <p>しかし、実際には平成 22 年の新司法試験の合格率は約 25% であり、3 回連続で不合格になる者が約 42% 程度もでてくるのですから、制度設計当時に想定していた合格率とは全く前提が異なります。現在の約 25% の低い合格率では受験回数の制限は合理性がなく、撤廃すべきです。そもそも、法曹としての適性の有無は新司法試験の成績で判断すべきであり、3 回受験した者に新司法試験の受験自体を認めないのはおかしいのではないのでしょうか。</p> <p>(4) 仮に、新司法試験の受験回数の制限がないとすると、誰が損をして、どのような問題が生じるのかを考えていただきたいと思います。誰も損をしないし、何の問題も生じないはずですが、他の資格試験と同様に、働きながら多数回受験する受験生が現れるでしょうが、何回受験して資格取得を目指そうが本人の自由であり、法律で受験回数を制限すべきではありません。受験回数制限は、これから法曹になろうとする者を不必要に苦しめるだけで、誰の利益にもならない不合理な制度です。</p> <p>よって、できる限り早く受験回数制限を撤廃していただきたいと思います。</p> <p>2. 新司法試験の合格者数について</p> <p>私は、「平成 22 年ころには新司法試験の合格者数を年間 3000 人程度とすること</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>を目指す。」とする政府目標を信じて平成 19 年 4 月に法科大学院に入学しましたが、平成 22 年の新司法試験の合格者は 2074 人に過ぎず、率直に言って裏切られた気持ちです。私自身についていえば、仮に平成 22 年新司法試験の合格者数が 3000 人であれば、合格しておりました。また、平成 19 年 6 月 22 日付の司法試験委員会では、「新司法試験の合格者の概数については、・・・[平成] 22 年については、司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画の趣旨を尊重し、2900 人ないし 3000 人程度を一応の目安とするのが適当と考える。」とされていますが、守るつもりのない合格者数の目安であれば、公表するべきではなかったと思います。</p> <p>司法試験委員会は、合格者数が政府目標を大幅に下回った理由について何も公表していませんが、何らかのコメントをするべきだと思います。おそらく、日本弁護士連合会の意見に従って合格者数を絞ったのだと思いますが、そのような理由が妥当かどうかを議論するべきです。</p> <p>この点について、ぜひ現司法試験委員長の高橋宏志氏にヒアリングしていただきたいと思います。</p>
2011. 1. 28	79	<p>以下、日弁連ホームページの「ご意見・ご感想」欄に私が個人的に送った内容です。以下に記載の通り今回の政策評価の最大のキモはこの一般意見の公開にあると思われます。今回の担当者の方には日弁連からの思わぬ横槍にも負けぬようエールを送る意味で転載致します。</p> <p>「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」に対する意見書について（要望）拝見しました。</p> <p>私は、ロースクール制度は歴史的な悪制度であり直ちに改めるべしという考えです。旧司法試験の終了時や予備試験実施の公告前、貴会に是非ともロースクール制度という悪制度を正してほしいとお願いいたしました。貴会が今般の被害者であるという認識からです。</p> <p>しかしながら今回の総務省に対する意見書を拝見して私の認識が大きな誤解だと分かりました。被害者どころか悪制度を推進している側だとやっと理解できました。</p> <p>以下、意見書より</p> <p>「3 総務省が府省の枠を超えた調査・評価を実施することには一定の意義があると思われるので、関係機関における連携が不十分だと思われる点（例えば、法曹の多様性の確保という政策目的につき、この目的達成のために関係機関がどのような施策をとっているのか、各機関の施策にミスマッチが生じていないかなど）について、総務省が客観的な調査を行い、客観的な事実関係に基づく問題提起をすることは独自の意義があると考えられる。</p> <p>4 他方、法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度に関する政策の妥当性を検証するような調査・評価は、近いうちに設置されるフォーラムで実施されるべきものであり、総務省がこれを目標とした調査・評価を行うことは差し控えるのが望</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ましい。」について</p> <p>今まで様々な審議会で法曹養成について議論がなされていたが、総てお手盛りで到底客観的な調査が行われていない。</p> <p>今回の総務省の政策評価についても井上正仁教授の意見など今までの会議の無意味さを更に重ねるものに過ぎなかった。しかし今回は一般に意見を募集するのみならずその総てを公開していることに最大の意義があると考えます。</p> <p>それにも拘らず一般意見がPDFにて公開される事に呼応して貴会が牽制の意見書を出すことには違和感を覚えると同時に憤りすら感じました。真摯に一般意見（ほぼ総てロースクール制度に反対の意見）に耳を傾けるべきではないでしょうか。</p> <p>「5 法科大学院の实地調査については、認証評価機関や中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会等が既に調査している事項につき重ねて調査する必要性は乏しく、法科大学院の負担も大きいことなどに照らし、フォーラムに先行して総務省が法科大学院の实地調査をするのは望ましくない。</p> <p>6 受験予備校教師に対する調査を行う必要性や実効性にも疑問があり、これらの実施については慎重に考えるべきである。」について</p> <p>上述のようにロースクール推進派のみによる結果ありきの茶番会議と世間の認識のズレに対して疑問を呈するために今回の総務省の政策評価がなされたのではないのでしょうか。「認証評価機関や中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会等」には任せて置けない、内輪同士で「調査を行う必要性や実効性にも疑問があった」為、総務省が動いたのではないのですか。</p> <p>正直、貴会がどこに向かっているのか図りかねます。修習の給付廃止の反対意見も全く筋が通らぬものでした。法律家が筋を通さないでどうするのでしょうか。また問題解決とは反対の道に向いているような気がしてなりません。</p> <p>以上、乱筆乱文失礼致しました。</p>
2011. 1. 28	80	<p>旧司法試験を受験した者です。私は、大学の工学部を卒業後民間企業でしばらく働いていました。その仕事を辞めて受験しました。しかし、現在の法科大学院の制度ではおそらく受験をできなかったと思います。</p> <p>それは、経済的な理由が大きいです。法科大学院に入っても5年で3回の受験制限があるので、高い授業料を支払っても受験に失敗したら経済的負担のみが残ることになるからです。</p> <p>私のような経歴を「多様な人材」というのなら、法科大学院の制度は「多様な人材」を集められない制度だと思います。</p> <p>また、司法修習制度は絶対に維持するべきと考えます。法曹三者のすべてを経験するという制度は、それぞれの立場でものを考える機会をもらえるのでいかなる法曹になる場合でも有益です。そして、給費制で行われるべきです。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>国の機関である裁判所や検察庁に入って、守秘義務も課されて行うのですから、公的な立場にある者と言えます。弁護士になる者もその後、国選弁護などで国に奉仕をすることになります。弁護士が経済的利益ばかり追いかけているわけではないのです。</p> <p>さらに、法曹人口増員とは、ほとんど弁護士増員のことを意味しています。検察官や裁判官も増員すべきです。憲法や刑事訴訟法も勉強していない副検事が取り調べをしたり、地方の支部で裁判官が常駐していない裁判所などは国民の権利実現・人権擁護にとってはマイナスです。法曹人口増員を主張するなら、検察官や裁判官をどれほど増員するのかもきちんと目標を立てるべきです。</p> <p>最後に、このような取り組みを行ったことは大変素晴らしいと思います。ぜひ将来の日本にとっていい方向をこの議論を通じて示してくれることを期待しております。</p>
2011. 1. 29	81	<p>地方の国立法科大学院1年生の、41歳の者です。</p> <p>法科大学院（以下、ロー）に入学してから、ずっともやもやとした気持ちを抱えていたのですが、総務省がこのような取り組みをしていることを知り、「なんだ、世の中にはまともな人もいるんじゃないか！」と徐々にすっきりした気持ちになりました。</p> <p>民主主義ってすばらしい！</p> <p>私は、20代の頃は東京で就職をしておりましたが、諸事情から実家に戻り、いわゆるワーキングプア生活を送っておりました。</p> <p>社会の底辺に落ちたといっても過言ではなく、この理不尽な社会を変えたいという気持ちから、ローに進学しました。</p> <p>ところが、多くの方がおっしゃっているように、掲げられた理念とはかけ離れた実態に、啞然とするばかりの毎日です。</p> <p>未修者コースとは名ばかり、クラスの半分以上は新卒の法学部出身者。</p> <p>ローによっては、未修者コースなのに法学部出身者「しか」合格させないところがあると噂に聞いているので（真偽のほどは確かめようがありません）まだましな方かもしれませんが。</p> <p>先生方は、法学部出身者を念頭に置いた授業を行い、いわゆる「純粋未修者」はついていくので精いっぱい、とてもいい成績は取れず、必然的に、留年候補となってしまいます。</p> <p>私は、この9か月、高度な知識を詰め込まただけで、消化不良をおこしており、このまま2年生に進級するよりも、留年してじっくり学んだ方が、長い目で見たらいいのかもしれない、と開き直っています。</p> <p>でも、ここでいう「じっくり」とは、あくまでも自習のことであって、同じ先生の同じ授業を再度受けたからといって、自分のためになるとは思えず、ただ、在籍資格のために高い学費を払わなければいけないのかと思うと腹立たしい気持ちでいっぱいです。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ワーキングプア生活で貯めた貯金は、今年度の入学金・学費で消えました。来年度からは、親の年金頼りです。</p> <p>教え方の下手くそな先生でも年収1000万円以上もらっているのだと思うと、目の前で「私の血と汗と涙の結晶の金を返せ！」と言いたくなります。</p> <p>クラスメイトのほとんどは、新司法試験の受験資格のため、仕方なくローに通っていると言っています。</p> <p>勉強は100パーセント予備校で進め、授業は寝に来ている者も少なくありません。</p> <p>しかし、私は、そのような者を責める気はありません。</p> <p>結局、どんな手段を使っても、司法試験に受かった者勝ちなのであり、受からなければ何の意味もないからです。</p> <p>私自身は、年齢的なものもあり、もし最終的に受からなくても、またワーキングプアに戻って、身近な人の法律相談に乗ってあげられればいいや、と思っていますが（勿論、合格するのがベストですし、三回落ちたら、国賠訴訟を起こすつもりです）高い学費を払って、いろいろなものを犠牲にして一生懸命勉強している若い人たちが、三回制限に引っかかって路頭に迷うとしたらかわいそうで仕方ありません。</p> <p>間違った「自己責任」論を持ち込むのは、もうおしまいにしましょう。</p> <p>私は、ロー廃止論者ではありませんし、今更廃止しろというのは、現実的ではないと思います。</p> <p>折角できた制度なので、抜本的改革を行って、よりよい法曹養成制度を作り上げていきましょう。</p>
2011. 1. 29	82	<p>法科大学院はそれなりに機能しています。しかし、改良が必要です。私は法律に興味をもつことなく、サラリーマンになりました。起業が目標でした。法科大学院制度がなければ、弁護士になることはありませんでした。</p> <p>弁護士になってわかったことは、新たな法曹を大量に養成しなければ、日本のリーガルサービスは向上しない、ということです。</p> <p>現在、法科大学院を志している学生は、次のいずれかです</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法曹の親戚（子） 2 優秀な学力があるものの、22歳にもなりながら、自らの進路を決められなかった学生（就職活動で評価を受けられなかった者を含む） 3 法曹になるべく十分に研鑽を積んできた者 4 企業等で十分に活躍できなかった元司法試験受験者 5 企業等で十分に力を発揮できた上で、更なる向上を目指す者 <p>旧司法試験受験者の顔ぶれをみると、旧司法試験受験者の多数は、1, 3, 4のいずれかです。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>法科大学院制度が導入され、5の者を取り込むこともできましたが、2、4の者も大量に取り込んでしまいました。</p> <p>そして、5の者は、ロースクールの初年度、2年目までは多数いましたが、その後は減り続けています。</p> <p>5の者にとって、利用しやすい制度、具体的には明確なリスクとリターンを示せる制度づくりが必要であり、</p> <p>1、2、4をそぎ落とす制度づくりが必要です。通称三振制というアイデア自体は悪くなかったと思います。もっとも、三振したにもかかわらず、司法試験にこだわり続けるのは、他の社会で生きていくことのできる3や5の者ではなく、社会で活躍できない1、2、4の者です。注意が必要です。</p> <p>旧司法試験がよかったとは、全く思いません。旧司法試験に何度も落ちている学生のはほとんどは、実際は大して勉強をしないし、創意工夫をする能力に欠けている者ばかりだったからです。このような学生こそ、司法試験に合格しても、法律事務所に入れず苦勞をしている傾向にあります。</p> <p>一方で、新司法試験がすばらしいとも思いません。上記2の者を排除し、より多く5の者を養成する制度作りが必要です。</p> <p>5の者は、司法試験に合格すれば、容易に法律事務所に就職することができます。</p> <p>もっとも、現在の法曹実務家の多くは、実務法曹になった後、研鑽を怠っている者ばかりです。特に、50代以上の法曹の質に問題があります。より多く、質の高い法曹を養成し、社会に提供していかなければ、日本のリーガルサービスが向上することはないでしょう。</p>
2011. 1. 29	83	<p>一、三振制について。</p> <p>1、これまでの意見で多く触れられているように、この制度の存在は疑問である。当初の計画においては、司法試験に7～8割の合格、3000人以上の合格を国は述べていたが、実際の数字は、2割台の合格率で、受け控えを含めて考えると1割台後半の合格率、合格者も3000人から1000人も少なく、21年の試験では前年の合格者より少ないというありさまである。このような状況では、国家の詐欺であるといわれても仕方がないであろう。当初の計画とこれほどかけ離れてしまっているのにもかかわらず受験をする者に不利益な制度をそのまま存続させるのは、フェアではない。</p> <p>2、三振者の数は、1700人以上に上るといふ。3回の受験資格を使い切らずに撤退をした者を含めると、2000人を超えるのかもしれない。問題なのは、これらの者のセーフティーネットが用意されていないということである。三振した者は別の進路に変えろという趣旨なのだろうが、三振した者を雇う企業がそんなにあるとは思えない。そもそも、三振した者が、入社試験を受けるということは、自らが三振したということ自白するようなものである。また、法</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>科大学院を修了した者の多くは、奨学金を借りており、その返済義務を負わされている。これでは、三振制は、借金を背負った失業者を量産することとなり社会問題となりかねない。</p> <p>3、このように、問題をはらんでいる三振制は速やかに撤廃するべきである。少し前の話になるが、司法修習生の給与が貸与制になるというのを、日弁連が政治家に働き掛け、土壇場で給費制に変えた事があった。三振制はそれと同じか、前述のような社会問題を引き起こしかねないという点において、重大な問題であるはずである。それにもかかわらず、日弁連が三審制について何も言わないのは、その多くが弁護士になる者の利益を守ることに熱心でも、弁護士になれるかどうかかわからない者の利益を守ることにそれほどでもないのかと勘繰ってしまう。話は逸れたが、問題は一刻を争う。今国会での司法試験改正を強く望む。</p> <p>二、司法試験について</p> <p>1、報告書にも述べられているように、論文式の採点基準が不明確であると思う。たしかに、合格発表後に出題意図や採点官の講評が発表されるが、それはあまり参考にはならない。受験生にとっては、後になってああ書けばよかったこう書けばよかったということが重要なのではなく、まさに試験場で、何をどの程度書けば合格点になるのかということである。このような観点から、出題の意図や講評がなされても有益なことは一つもない。むしろ、受験生を戸惑わせるだけである。採点において、明確性を担保し、採点官の主観を排除するためにも、少なくとも出題意図については、合格発表後ではなく試験終了後速やかに発表するべきである。</p> <p>2、また、試験から合格発表まで四カ月もかかるということも、受験生に負担となる問題だ。一年の三分の一もの長い期間、受験生はなにも身動きができない。これには、学者の試験委員が夏休みに入るのを待ってから採点をするからであると聞いたことがあるが、旧試験のように、択一と論文が分けられていたのならともかく、同時に実施される新試験においては、不合理なほど長時間を費やしていると感じる。他の国家試験で四カ月も費やしているものは他にはない。他の国家試験との違いを主張するのならば、法務省は、その根拠を示すべきだ。それができないならば、悪しき特権意識であるとのそしりを免れないと思う。以上の点の早急な改善を望む。</p> <p>三、最後に、このような意見を述べる機会を設けてくださった総務省に感謝をしたい。総務省に寄せられた様々な意見を私も読んだが、どの意見も法科大学院制度や司法試験制度の問題点の指摘や批判をするものがほとんどすべてであった。このような意見をする場を設けるのは、本来は、法科大学院と司法試験に対し、それぞれ責任を負う文部科学省や法務省であるはずである。しかし、どちらもそのような機会を与えることはなかった。もしも、問題点の指摘や批判が、今回のように多数寄せられることを承知したうえで、あえてそれを無視するような意図が両省にあったとするならば、それは、国民に対する背信であり、まさに国民不在</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>の行政といわなければならない。ただ、今回の意見の聴取も万全であったとはいえない。というのは、このような意見を述べる場の存在が広く周知されていないことである。わたくしは、知人に教えてもらいこのような意見を発することができたが、現在の司法試験や法科大学院制度に不満や意見を持つ者はまだいると思う。政治家や官庁に直接働きかけるような影響力を有する日弁連ならともかく、何の影響力も有さない一般人の意見というものは聞き入れられることは、まずない。だからこそ、このような意見を発する場が重要なのである。総務省には、意見の聴取について、周知し、できるならば、期間の延長を望むものである。</p>
2011. 1. 29	84	<p>今まで意見をされた方々の大多数が指摘されているように、法科大学院制度には、制度導入の前提に問題があり、また制度設計も十分に練られたものではなく、多大な欠陥を抱えた制度であると思います。</p> <p>この意見は、今になって言われたことではなく、制度が導入される前から言われていたことです。</p> <p>ここまで、制度導入時に指摘されていた欠陥がここまで、そのままの形で顕出した制度は、未だかつて無かったのではないのでしょうか。</p> <p>その原因は、制度を導入する際に、反対意見を十分に検討しなかったこと、声の大きい人間の意見、一部の権力のある人間の思いのみによって、政策が通ってしまったことにあります。</p> <p>仮に、当時、声の大きい人間の理想論にのみ走るようなことをせず、反対意見を十分に吟味していたのであれば、今日の惨状は避けられたかもしれません。</p> <p>今回、利害関係のある文科省、法務省ではなく、第三者的立場にある総務省が政策評価をしていただくと言うことは、以上の経緯からすれば、大変意義があることであり、これにより公平な評価が下されると期待しております。</p> <p>政策評価にあたられる方々も他省のメンバーとご経験・ご見識において何ら遜色なく、素晴らしい方々ばかりです。</p> <p>総務省が、他省の管轄である法科大学院の政策評価をなされるにあたっては、様々な抵抗があると存じます。</p> <p>権力のある者、声の大きい者の抵抗があると思います。自分たちの権益に介入するなという意見もあるかもしれません。</p> <p>また、ときには、あたかも代表意見であるかのように意見を述べる者もいるかもしれません。</p> <p>しかし、その代表意見は、なんら構成員の意見を聞かずに形成されたものかもしれません。少なくとも、形式的には代表権者の代表意見であっても、構成員にアンケートや意見募集さらには、事前に何ら知らせることなく作られた代表意見かどうか慎重に判断していただきたい。</p> <p>少なくとも実質的には構成員のコンセンサスを得ていない意見であると判断されたときには、その「形式的」な代表意見をその業界の全体の意見であるとみなして政策評価をするようなことだけは避けていただきたいと思います。</p> <p>是非、声の大きい人間の声に惑わされることなく、現場で地道に活動している人</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>間の意見を聞いていただきたいと思います。</p> <p>例えば、現場の弁護士の意見を聞いて欲しいのです。弁護士会の意見を聞いて全弁護士の意見だと判断するのはやめてください。</p> <p>本当に前線で汗を流している現場の弁護士の意見を聞いてください。できれば、是非、アンケートを実施してください。</p> <p>本当の現実がわかるはずです。</p> <p>法科大学院であれば、匿名で聞いてください。現場の教員、学生の本当の意見が聞けるはずです。</p> <p>大学に厳しい意見もかなり見受けられます。</p> <p>しかし、法科大学院を望んでいなかった大学も多かったはず。大学も生き残りをかけてやむなく参入したところも多かったはず。</p> <p>また、おかしな制度であると気づきつつも学生を目の前に、やるべきことを地道に行い、少しでもいいものを残そうと努力されている大学関係者の方も私は知っています。</p> <p>彼らを責めるべきではないと思います。</p> <p>しかし、これ以上犠牲者を増やさないためにも、誤った制度はただすべきです。法科大学院制度は大学・学生・法曹・国民、誰も幸せになれない制度だと思います。</p> <p>理由は、他の方が十分に述べられておりますので繰り返しません。</p> <p>ただ、今回、総務省が政策評価をなされることは、十分に意義のあることであり、まさに総務省の役割だと思います。</p> <p>拙い文章でしたが、総務省の本気を見せていただきたく、筆を置かせていただきます。</p>
2011. 1. 30	85	<p>現在、法科大学院未修1年の者です。</p> <p>私は法科大学院は廃止し、旧司法試験制度に戻すべきだと思います。</p> <p>理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法科大学院が予備校を超える講義を提供しているとは思えない (2) 合格者の質は少なくとも向上していない (3) (1)(2)にも関わらず、受験生個人も国の財政としても負担が大きいことです。 <p>(1)について、未修の1年間の講義を受けた感想としては、教授陣には司法試験を受けたことのない人も多く、司法試験合格すなわち実務家に求められるものがわかっていないと思う。同じ意見を持つ新司法試験合格者も周りに多い。</p> <p>中にはいい講義をしてくれる教授もいらっしゃるが、1つの科目につき週1回程度の講義では少なすぎて、もともと無理がある。</p> <p>これでは予備校よりも質のいい講義を提供しているとは思えない。</p> <p>そうであるならば、(3)とも関わるが同じ大金を授業料として納めるよりは予備校に通ったほうが良いと感じる。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>(2)について、最近法曹の質の低下が叫ばれているが、少なくとも旧司法試験時代の合格者より質が向上しているわけではないと思う。</p> <p>(3)について、(1)(2)により、法科大学院制度が旧司法試験制度より優れているとは思えないのに、受験生個人の授業料負担が大きい。経済的に余裕のない人、地元で法科大学院がなく地元からは離れられない事情のある人は受験すら難しい。</p> <p>また、法科大学院関連で国の予算も多くかかっている(河井克行衆議院議員のブログによると年間 200 億円 http://www.election.ne.jp/10868/61155.html)。</p> <p>合格するかわからない法科大学院生に税金を投入するよりも、司法修習を充実させるほうが効率的な税金の使い方であると思う。</p>
2011. 1. 30	86	<p>私は、法曹の世界とは全く無縁の市井の者です。たまたま、総務省様でまとめられた今回の研究会意見書が話題になっていたのを拝見しました。</p> <p>既に多数の、極めて率直なご意見が寄せられているようですが、そのほとんどが関係者のご意見のように見受けています。</p> <p>意見書中「利用者の視点」に立った評価をなさることが大切と強調されています。ここで述べられている「利用者」とは、一体誰なのでしょう？</p> <p>其れは、法曹養成制度の直接的な利用者である受験生のみに限ったことではなく、法曹による法のサービスを享受する国民でありましょう。</p> <p>法科大学院は廃止であるとか、旧司法試験に回帰するとか、過激なご意見が並んでいるように感じますが、新しい制度へ移行した後、その制度によって産み出された「法曹」の質が落ちていないか、法のサービスが向上したかどうかによって、制度は評価されるべきではないでしょうか。</p> <p>「利用者の視点」とはそのようなことを指していると思いますし、総務省様の立場として政策の評価を行うなら、必ずそうした視点に立脚するべきものだと思います。</p> <p>法曹の数がどうであるか、そのコントロールが正しかったのかどうかについて、私はさほど意味があると思っておりません。</p> <p>「3000 人」という数値目標の妥当性の検証からまず始めるように言われているようですが、数・量の議論を最初に行う意味がないと思っています。</p> <p>政策の評価をするということは、法科大学院での学習に苦しむ若者を救済することでも、経済的に困って法曹の道に進めない志願者を救うことでもなく、そうした救済の道を探るべきかどうかを考えることなのだと思います。</p> <p>今ある制度の結果として、優れた法のサービスが国民に提供されているのであれば、国民の側としては制度改革をする意義を見出すことができません。</p> <p>それこそ、今苦しんでいる若い方々の弱音ばかりを聞き入れ、無用なセイフティネットを張ることにもなりましょう。</p> <p>国民が法のサービスを利用する機会は、一生のうちでもそれほど多くありません。しかし、いざ利用する段階では生活の全てを賭ける相談相手になるのが法曹の方だと思うのです。</p> <p>ですから、そういう大事な存在である法曹の方が、本当にしっかりした方として</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>育成されているのか、そのことを国民に分かりやすく分析され、結果を教えてくださいたくことを期待します。</p> <p>いかなる業界でも、業界全体は閉塞感に包まれ、また志を持つ若者には厳しい時代です。</p> <p>どうぞ、法務省や文部省の顔色を見ながらでも、また、その反対側に立つ方々の叫び（切実なのは理解しています）に流されるでもなく、公平な審査をお願いしたいと願っております。</p> <p>若者たちを救いたいとの思いが逸って急ハンドルを切り、国民みなを新しい不安に陥らせることのないよう、どうぞ慎重な審査をお願いします。</p> <p>そして、本当に国民にとって切実な問題になっているのであれば、その時は国民に分かりやすくお知らせください。今回の意見書は大変ご苦勞された大作と思いますが、関係者以外で理解できた者は少なからうと思います。</p> <p>総務省様は、非常に困難な課題に果敢に取り組まれていると思います。末筆で申し訳ありませんが、敬意を表します。</p>
2011. 1. 30	87	<p>司法試験の受験資格として、法科大学院の卒業を不要とすることを要望します。</p> <p>多様な人材の確保という点からは法曹資格の取得は簡易である方がよく、どのような者であっても司法試験に合格するならば法曹資格を与えればよい。</p> <p>むしろ、より良い法曹を育成するという法科大学院の存在を否定するものではなく、司法試験の受験資格から切り離してその存在を認めればよいと考えます。</p> <p>法科大学院は自らの教育内容で他の法科大学院、予備校と競い合えばいいのであって、司法試験の受験資格を制限し法科大学院への入学を強制することは自らの教育能力のなさを自覚しているからではないでしょうか。</p> <p>そのような法科大学院に多額の税金を支出する必要性もないでしょうし、多額の授業料を支払う学生にとってもいい迷惑であろうと考えます。</p> <p>受験資格の制限という保護をはずしそれでも存続できる法科大学院だけ残せば、予算の無駄を省け、多額の授業料に見合う教育をなしているところだけになるでしょう。</p> <p>司法試験の合格者がほとんどいない法科大学院が存続し続けられるのは、その卒業を受験資格として必要とするからであり、それは受験資格を人質とした「法科大学院」という名の利権と言うべきでしょう。</p> <p>このような利権の原因となっている法科大学院の卒業という受験資格の撤廃を求めます。</p>
2011. 1. 30	88	<p>私は、平成9年3月に某大学工学部を卒業し、就職後の平成11年に、法律知識が皆無の状態から旧司法試験のための勉強を始めました。そして、平成12年から平成21年までの計10回にわたり旧司法試験を受験し、その結果、合格に至ることなく受験を断念しました（短答式試験には6回合格しました）。</p> <p>この受験期間中に、法科大学院が設立され、新司法試験も開始されました。しかし、その告知当初から法科大学院に進学する考えはなく、以後も進学する意欲が起きることはありませんでした。その理由は、法科大学院の進学に必要な費用や時間</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>および労力などの負担、教育内容に対する疑念、卒業後の進路（新司法試験の合格率を含め）の不確実性といった、既に指摘されている様々な問題点に含まれているところです。特に、結婚や子の出生、仕事上の責任増大といった私自身の状況変化もあり、法科大学院への進学という更なる挑戦を試みる勇敢さは、持つことができませんでした。</p> <p>確かに、司法試験に合格できず断念しなければならなかった悔しさはありますが、現在の状況をみるにつけ、このような混乱した状況に私自身や家族が巻き込まれなくて済んだという安堵感もあります。こうした混乱は制度の移行段階で必然のものなのかもしれません。ただ、多様で優秀な人材が数多く法曹登用されるために、ひいては国民全体の利益を守るために、早急な混乱の解消を願います。</p> <p>今般の法曹養成制度改革に対する率直な印象としては、随分と壮大な理念の下に、大規模な社会実験を実証性もなく行い、よくも此程までに多数の問題を生じさせたものだなあ、というものです。</p> <p>さらなる「制度いじり」は、かえって問題を悪化させるおそれもあると思います。一方で、もし可能であるならば、以下のような変更案について、検討していただけることを希望します。</p> <p>(変更案1-1)</p> <p>法科大学院の卒業を司法試験の受験資格とするのではなく、司法試験の合格を法科大学院の卒業要件とし、法科大学院の卒業後には直ちに司法修習を開始する。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における法学教育と司法試験、司法修習からなる「プロセス」の連携性を高めるため ・司法試験の不合格が法学教育の不十分を意味するのであれば、司法試験に合格するまで法科大学院が法学教育の責任を持つべきであるため ・法科大学院における厳格な成績評価や修了認定が行われるという前提が崩れたならば、司法試験による評価や認定を導入せざるを得ないため ・法科大学院に進学すれば司法試験に合格するまでサポートが受けられるという安心感を与え、法科大学院の魅力が向上するため <p>(変更案1-2)</p> <p>司法試験の受験資格として法科大学院の卒業を除外し（旧司法試験の受験資格と同様に戻し）、法科大学院は法学教育を受けるための方策の1つとして存続させる。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業相当の学識を有する者であれば、自らの能力向上に必要な分析や方策を自主的に立案し実施すべきともいえ、法科大学院は多数ある方策の1つと考えられるため ・法科大学院における法学教育が十分に成果を上げるのであれば、法科大学院の卒業が司法試験の合格に有利な結果を生むはずで、法科大学院の魅力が向上する

受付年月日	No.	ご意見
		<p>ため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法試験による評価や認定が十分に機能するのであれば、法科大学院を卒業していなくても法曹に必要な能力を有する者の選抜は可能なため <p>なお、変更案1－2は、今後実施される予備試験の状況により同様の効果が得られる場合も考えられます。ただし、司法試験を受けるための予備試験に別途1年を費やす迂遠さは、報告書の意見（38ページ）にも示されているとおりです。</p> <p>加えて、司法試験のあり方についても、以下のような変更案について、一考をいただけると幸いです。</p> <p>(変更案2－1)</p> <p>答案の作成にあたり、コンピュータ等の情報処理機器を利用可能にする。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法試験で長文問題が出題される一方で、答案を筆記で作成する能力は、法的思考力の評価における必要性が低下しているといえるため ・現在の社会生活において筆記で長文を書くという場面は急速に減少し、筆記により労力を消費して思考力の低下を招来させる状況は、答案作成の練習を含め、試験特有のものとなりつつあるため ・現在の社会生活とは合致しない制約の多い特殊な環境の下で作成された答案の中から、本当に能力ある法曹志願者の答案を抽出するのは困難と考えられるため ・情報処理技術が進展している現状において、情報処理機器を適切に活用する能力は、実務上も有用性があると見込まれるため <p>(変更案2－2)</p> <p>変更案2－1に加え、受験者各自が用意した資料を、試験において自由に参照可能とする。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会生活において、適切な資料を全く検索や参照をせずに、自力で無から文章を作成する場面は想定できないため ・正確な法的知識に基づき試験問題に適応し得る資料を受験者各自が予め用意する能力や、大量の情報を取捨選択する能力は、実務上も有用性があると見込まれるため ・法的知識の蓄積（記憶）について、人間の内面的能力に頼りすぎれば思考が硬直化し、新たな法律問題に対処するための発想を導き出すことが困難になるおそれがあるため ・人間の記憶に基づく法的知識や理解の習熟度は、短答式試験や口述式試験によっても十分に評価することができ、論文式試験で重ねて評価を加える必要性よりも、より多面的に能力を評価する必要性の方が高いといえるため

受付年月日	No.	ご意見
		<p>(変更案2-3) 解答例や採点基準を公表する。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法試験も法曹を養成する「プロセス」に含まれ、司法試験の合格に至る指針を示すことに教育的効果が期待できるため ・多様な解答例を用意すれば、答案の画一化は防止することができ、学習者が多くの解答例を検討することで、法的理解力を高めることができるため <p>これらの変更案には、試験の公正確保や試験委員の方の負担軽減といった、様々な課題もあると思われます。しかしながら、より良い制度を構築する一助になることがあればと思い、稚拙ながら意見を述べました。</p> <p>なお、今回の報告書では、法曹養成制度の改革について、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書等に基づき、現在の状況における様々な問題点が示されました。</p> <p>これについて、同審議会の審議委員であった方や、法科大学院の設置を推進した担当者（当時の文部科学省責任者など）に対し、各々の見解を聞き取り調査し、問題発生の原因が究明されることを願います。</p> <p>今回、この意見提出に向けて日々逡巡したところ、1つの問題点でも視点を少し変えるだけで全く異なる方針が示されること、また、1つの問題点が他の問題点と複雑に絡み合い各々の解決策を一貫させるのは困難なことを、痛感しました。1人の人間が考えるだけでもこのようなのですから、民主的過程を採れば議論百出し、明確な解答を見出すのが不可能にも近いことは、容易に推量ができます。ただ、現在の状況における問題点を放置することは許されず、より良い制度を目指すべきなのであれば、継続して検討と評価を行うことが必要なのでしょう。大変な作業であるとは思いますが、皆様のご尽力に期待しております。</p>
2011. 1. 30	89	<p>有職社会人向けのロースクール未修者コースに通う者です。</p> <p>ロースクール制度失敗について、法務省と文科省は頑なに認めようとせず、失敗のしわ寄せを全て学生に押し付けてきました。この度、貴省がロースクール制度の廃止を含めた見直しを始めたことについて賛辞を送りたいと思います。</p> <p>と同時に、多額の借金を抱えて人生を棒に振った修了生、現在借金を抱え不安を抱えながら受験勉強に励んでいる在学学生を救うために、一刻も早い対応をお願いするばかりです。</p> <p>1. ロースクールの乱立の問題</p> <p>新司法試験の合格率の低迷の原因は、ロースクールの乱立にあるとの指摘はありますが、ロースクールを統合・合併し、入学定員を絞ることは、問題の解決にはなりません。結果的に、ロースクール入試のベテラン浪人生を増やすだけで、旧試験時代の受験勉強期間の長期化という弊害を解消することにはならないと思われまます。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>さらに問題なのは、ロースクールの入学試験が実質的な司法試験となってしまうということです。選考過程が非常に不透明なロースクールの入学試験を実質的に国家試験としてしまうことに疑問を感じます。</p> <p>ロースクール制度の創設によりパンドラの箱を開けてしまったことを法務省・文科省の方々には認識すべきです。もう、合格者数をサプライサイドの都合で上げ下げすることはできなくなったということです。</p> <p>2. 司法試験に受験できるのは誰か？</p> <p>平成23年度の新司法試験は、5月11日（水）、12日（木）、14日（土）、15日（日）となっておりますが、ゴールデンウィーク休み明けの、平日2日間に、どれだけの有職者が受験できるのでしょうか。このような日程では、有職社会人は受験すること自体ままなりません。面倒なのでまとめてやってしまいたいという主催者側の都合だけで日程が決められているような気がします。</p> <p>3. 文科省は、中・高・大学受験の問題で何を学んできたのか？</p> <p>以前、文科省は、中学・高校教育において、塾・予備校を目の敵にし、対決姿勢をあらわにしてきましたが、受験対策に的を絞って、効率的な指導をする塾・予備校に散々なまでに破れてしまい、現在では、むしろ、学校教育と塾・予備校との共存を図っているように見受けられます。</p> <p>それと比べると、法曹教育は、初等・中等教育から20年遅れているように見受けられます。文科省は、いったい何を学んできたのでしょうか。</p> <p>4. 未修者コースにおける実態</p> <p>未修者コースではありますが、うちの学校にも以前司法試験を勉強した経験のある人が、かなりの割合で入学してきていますが、結局、その人たち向けの講義が行われ、未修者は、完全に置いていかれている状況です。教員の方達も、実態をわかっていながら見て見ぬふりをしているというのが現状です。司法試験の勉強をしたことのない人達に対して、基礎からきちんと指導する体制を取って欲しいと思います。</p> <p>文科省が指導すべきところは、本来、そういうところではないでしょうか。</p> <p>5. 文科省の指導の実態</p> <p>私の通っているロースクールは、いわゆる底辺ローと言われている学校です。有職社会人中心なので、専業受験向けの学校よりも合格率が低いのは、ある意味、仕方がないとは思っています。</p> <p>合格率の低い学校に対する文科省の介入に対しては、正直、どうかと思うところがあります。学生一人一人の定期試験の答案を見て、「採点基準が甘い」とか「司法試験合格には程遠い」と指摘をすると聞いています。</p> <p>表向きには、受験指導はしてはいけないと言いながら、裏では、定期試験を司</p>

受付年月日	No.	ご 意 見
		法試験の模試に見立てて批評するという姿勢に矛盾を感じます。 以 上